

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

(10 月 8 日)
(第 21 号)

第 21 号
10 月 8 日

令和7年

三重県議会定例会会議録

第21号

○令和7年10月8日（水曜日）

議事日程（第21号）

令和7年10月8日（水）午前10時開議

第1 県政に対する質問

[一般質問]

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

1	番	市野修平
2	番	曾我正彦
3	番	荊原広樹
4	番	伊藤雅慶
5	番	世古明
6	番	市川岳人
7	番	龍神啓介
8	番	辻内裕也
9	番	吉田紋華
10	番	難波聖子
11	番	芳野正英

12	番	川	口	円
13	番	喜	田	健
14	番	中	瀬	信
16	番	中	瀬	初
17	番	廣		耕
18	番	松	浦	慶
20	番	山	崎	博
21	番	野	村	保
22	番	倉	本	崇
23	番	山	内	道
24	番	田	中	智
25	番	藤	根	正
26	番	森	野	真
27	番	杉	本	熊
28	番	藤	田	宜
29	番	田	中	祐
30	番	野	口	正
31	番	谷	川	孝
32	番	石	田	成
33	番	村	林	
34	番	小	林	正
35	番	東		
36	番	長	田	隆
37	番	今	井	智
38	番	稻	垣	昭
39	番	日	沖	正
40	番	舟	橋	裕
41	番	中	嶋	年

42	番	青木謙順
43	番	中森博文
44	番	山本教和
45	番	西場信行
46	番	中川正美
47	番	服部富男
48	番	津田健児
欠席議員 2名		
15	番	平畑武
19	番	石垣智矢

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐波 齊
書記（事務局次長）	小野 明子
書記（議事課長）	吉川 幸伸
書記（議事課課長補佐兼班長）	橋本 哲也
書記（議事課係長）	長谷川 智史
書記（議事課係長）	辻 詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見 勝之
副知事	服部 浩
副知事	野呂 幸利
危機管理統括監	清水 英彦
総務部長	後田 和也
政策企画部長	長崎 禎和
地域連携・交通部長	生川 哲也
防災対策部長	田中 誠徳

医療保健部長	松浦元哉
子ども・福祉部長	竹内康雄
環境生活部長	楠田泰司
農林水産部長	枘屋典子
雇用経済部長	松下功一
観光部長	塩野進
県土整備部長	藤井和久
総務部デジタル推進局長	横山正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関美幸
環境生活部環境共生局長	佐藤弘之
県土整備部理事	上村告
企業庁長	河北智之
病院事業庁長	河合良之
会計管理者兼出納局長	天野圭子
教 育 長	福永和伸
公安委員会委員	志田幸雄
警察本部長	敦澤洋司
代表監査委員	村上亘
監査委員事務局長	大西毅尚
人事委員会委員長	浅尾光弘
人事委員会事務局長	佐藤史紀

選挙管理委員会委員

川 北 睦 子

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。39番 日沖正信議員。

〔39番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○39番（日沖正信） おはようございます。いなべ市・員弁郡選挙区選出、党派、新政みえの日沖正信でございます。議長の許可をいただきまして、一般質問に登壇させていただきます。

質問の前に少し時間を頂戴いたします。去る8月9日、三谷哲央議員が御逝去されました。私たちにとってとても偉大な人を亡くしたことに残念でなりません。三重県議会の顔ともいべき人であった三谷議員でございます。いまだその辺から声が聞こえてくるような気がしてなりません。三谷哲央議員の御功績をしのび、御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

そして、変わりますが、一見知事におかれましては、2期目の再選、誠におめでとうございます。私どもからも改めてお祝い申し上げます。最終日には、いなべへ来ていただいて、地元の発展に向けて力説をしていただきましたことに感謝申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

そして、さきの選挙でめでたく当選されました新しい4名の議員の皆様にも併せてお祝いを申し上げたいというふうに思います。私は日沖正信と申します。どうぞこれからよろしく願いいたします。

では、御挨拶もできましたところで質問に入ります。観光振興対策について、まず、1項目め、質問させていただきます。その一つ、インバウンド誘客について質問させていただきます。

一見知事は、観光政策を重点分野の一つとして位置づけられており、これまでの1期目の間におかれましては、観光分野への予算の増額や組織の拡充などについて積極的に進めてこられました。中でも特にインバウンド、訪日外国人旅行者に関しましては、コロナ禍で大きな影響を受けてからの回復力が全国の中で著しく低いことに強い危機感を持たれて、その課題を克服すべく事業に取り組んでこられたと認識させていただいております。

そして、このたび一見知事は、2期目の県政に向けた政策集の中でも、観光立県を実現する三重を掲げて、改めて注力していかれるとされておられ、特に、懸案のインバウンド誘客については、さらなる取組の姿勢が示されているところであります。

私は、インバウンドの戻りが遅れている理由の一つとして、北勢から東紀州まで、三重の様々な地域にある観光資源の魅力がなかなか海外の方々に知られていないことが挙げられるのではないかと感じております。伊勢志摩をはじめとして、県内には有名な観光地がございますが、まだまだ県内各地にはインバウンドの目を引くような観光資源があるはずでありまして、それぞれの地域が持つ観光資源の魅力を効果的にプロモーションし、認知度を向上させ、周遊につなげていくことで、県全体でインバウンドの誘客へのさらなる効果を上げていけるのではないかと考えているところであります。

知事は、新たな任期に向けた政策集の中でも、これからやるべきこととして、まず、データに基づいたインバウンド誘客計画（仮称）を策定し、一層注力して取り組まれようとしておられます。2日の一般質問において、中嶋議員のほうからは、その計画の考え方であるとか、また、既存の三重県観光振興基本計画があることを踏まえての捉え方など、お尋ねがあったところですが、私も、二番煎じになりますけれども、このデータに基づいたインバウンド誘客計画（仮称）に関わって、知事にお聞きをさせていただきたいと

思います。

そこで、改めて特化した計画を策定して、そして、推し進めようとされるインバウンド誘客に対する知事のこれからの思い、2期目への意気込みをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 昨日も、フランスから日本に、フランスの企業の福利厚生部門で旅行客、企業を卒業した方々、OBの方々を送り込む旅行会社の人と話をしていました。去年10月、フランスへ行きまして、今年、600人ぐらいの人を送り込む、もう既に300人以上の人を三重県に送り込んでくれるわけですが、これからも、その活動をさらに活発化させていきたいと思っております。

議員から御質問いただきまして、御同僚の中嶋議員からも御質問、また、中瀬議員、あるいは東議員からも観光についての御質問をいただきまして、御答弁申し上げたところでございますが、インバウンドにつきましては、これからますます重要になってくると思っております。なぜならば、残念なことに日本は人口減少が進んでいきます。今まで、ようけの人がお伊勢さんをはじめ、三重県の観光地に来てくれておりました。国内から来てくれていたが、その人数は減っていく一方であります。他方、世界から日本に来る観光客は増えております。

世界全体で見ましても、観光事業というのは、これ、2019年の国連の世界観光機関の統計ですけれども、カテゴリー別の外貨獲得手段として、第1位はエネルギーです。石油とかガスを売るものですが、第2位が化学品、これは、四日市のコンビナートなんかはそれに当たるんですが、第3位が観光です。第4位が自動車。三重県は、北勢中心に自動車産業、部品産業が立地をしていますが、実は、世界的にはそれを上回る額の外貨獲得が観光でできているということです。これがインバウンドということになります。ただ、GDP比率で行きますと日本はG7の中の最下位で、GDPの比率2.0%しか獲得できていない。ちょっとこれ、古いんですが、2019年のデータです

けれども、そんなことでございまして、インバウンドは、世界的にも大事。そして、日本の主要品目の輸出額と比べてみましても、これは最近の2024年のデータですけれども、日本は、自動車完成品を一番輸出しています。次が、実は観光なんです。訪日外国人の旅行消費額は、2024年で8.1兆円。自動車が17.9兆円ですから、その2分の1ぐらいではありますけれども、半導体等電子部品、それから、半導体等製造装置、これを抑えて、8.1兆円で第2位ということでもあります。

やはり、インバウンドに目を向けなきゃいけないんですが、三重県は残念ながら、ゴールデンルートと言われている東京と大阪の間のルートからちょっと南に外れるので、なかなかインバウンドの方が来にくいという話があります。これ、もっと宣伝をせないかと。ええところがようけありますので、これからそういったことをしっかりやっていきたいと思っています。それもありまして、政策集の中に、データに基づいたインバウンド誘客計画、これをつくろうというふうに書かせていただいております。

データに基づいてというのはどういうことかということ、重点的に取り組む市場というのを整理して、そこにプロモーションをかけていく。また、どういうルートで三重県に来ていただくかというモデルルート、県内をどう周遊するかというモデルルートもしっかりと作っていかうと、こういうことを想定しているものでございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 知事からの御答弁、ありがとうございます。いろいろ今後に向けた思いを改めて述べていただきました。

今回の議会の質問では、もういろいろ各観点から観光振興についての御質問、知事からの御答弁を各議員方がいただいておりますので、繰り返しの質問はさせていただきますけれども、今回、インバウンド誘客計画（仮称）をこれから策定されていかれるに当たっては、恐らく様々な情報や統計のデータなど、新たに収集もされて、分析されてつくっていかれるというふう聞いておるところでございますが、先ほど、少し私も申し上げましたけれ

ども、インバウンドの案内をしておられるような通訳案内士のお話などを聞いてみますと、外国人の方々は、ここに興味があるというところは、先ほど、ルートから外れているとか、また、三重県の地理的状況のなかなか難しい部分とか言われましたけれども、興味あるところにはどこまででも来られるというところもあるようでございますので、ぜひ改めてインバウンドに特化して計画をつくられるに当たって、まず、いま一度、県内全域を見渡していただいて、そして、こんな資源があるのかとか、こんなところに外国人の方々は興味あるのかとかそういう気づきも含めて、その機会にもつながればありがたいかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そういうことをお願い申し上げて、次のこの項目の二つ目に入らせていきますが、三重県の観光振興において、従来の自然、文化資源に加えて、ビジネスイベントの誘致や地域産業との連携による新たな観光価値の創出が求められていることから、改めて、MICEと産業観光について伺いたいと思います。

まず、MICEの誘致について伺いますが、国際会議、企業が行うミーティングや報奨・研修旅行、展示会、イベントなどのMICE誘致は、高い経済波及効果を持ちまして、参加者の消費活動や情報発信力によって地域の認知度向上にも寄与するとともに、ビジネスチャンスやイノベーションの創出にもつながるものでございます。

三重県では、伊勢志摩サミットの開催を契機にしてMICE誘致に取り組んでいただいているところですけれども、コロナ禍の影響を受けて以降、このMICEについては誘致がなかなか進んでいないように感じさせていただいております。伊勢志摩や四日市など、三重県の魅力的なロケーションや宿泊施設を生かして、いま一度、積極的に取り組んでいただくことが必要ではないかと思えます。

そこで、MICE誘致に向けて、県として今後どのように取り組んでいかれる考えがあるのか、お聞かせください。

続いて、産業観光の取組についても伺います。

三重県は、製造業をはじめとする多様な産業が集積しておりまして、企業の工場見学や技術体験、地域資源を生かしたツーリズムの可能性が広がっています。特に、持続可能で教育的価値を持つ産業観光は、歴史的、文化的に価値のある工場や機械などの産業文化財や産業製品を通じて、ものづくりの心に触れることを目的とした観光でありまして、地域の魅力を深く伝える手段として注目されていることから、三重県において、さらに力を入れていっていただくべき分野であると考えます。また、産業観光の推進は、製造業が多く集積している北勢地域の観光にもつながるものと期待するところでございます。県としても、三重県産業観光推進協議会と連携されまして取り組まれておられるところではございますけれども、産業観光の推進に向けて、今後、どのように取り組んでいかれるのかをお聞かせください。

以上、観光振興における新たな展開として、MICE誘致と産業観光の推進について、県の具体的な取組と今後の方向性について御答弁をよろしくお願いいたします。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長（塩野 進） MICE誘致の取組及び産業観光の取組についてお尋ねいただきましたので、お答えを申し上げます。

国際会議等のMICE開催につきましては、ただいま議員より御指摘のありましたとおり高い経済効果が期待できることなどから、G7伊勢志摩サミットや交通大臣会合の開催による本県のブランドイメージも生かしつつ、地域の関係団体や宿泊施設の協力もいただきながら、積極的に誘致活動に取り組んでいるところでございます。

具体的には、MICE開催に係る補助金に加えまして、会議を主催する大学等へのアプローチや、営業代理人による首都圏や関西圏でのセールス活動などを展開しています。

中でも補助金については、国際会議の開催年度より以前に開催計画を認定させていただくことで、本県の予算が成立した場合に優先的に交付する運用

を昨年度から行っておりまして、高い評価をいただいているところでございます。

これらの取組により、昨年の県内における国際会議の開催実績が3件というところでございましたが、本年につきましては11件の開催が予定をされているという状況でございます。

近年、地方での開催を希望するケースも増えていると伺っておりますので、MICE誘致のさらなるチャンスと捉えまして、引き続き取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、産業観光についてでございます。

本県では、産業観光につきましては、民間企業が主体的に運営をされている三重県産業観光推進協議会と連携しながら誘致を進めております。

産業観光で来日される方々は、単なる工場の見学だけではなく、例えば、日本企業におけるいわゆるカイゼンの取組や安全の取組など、企業経営の全般について学ぶことを目的とされています。北勢地域の企業を中心に受入れが進んでおりまして、世界各国から年間8000人以上の方々を訪れているという状況でございます。

一方で、見学が終わればすぐに県外のほかの目的地に移動されるといったことなど、必ずしも県内での周遊や宿泊につながっていないケースも見受けられるというふう聞いております。このため、受入れ可能な企業の増加を図るとともに、一部の企業では県内宿泊を受入れの条件としていただいているなど、県内周遊の促進と滞在時間の長期化にも努めているところでございます。

本県は、北勢地域を中心にものづくり産業が集積しております。こうした強みを生かしながら、引き続き、三重県産業観光推進協議会と連携して、インバウンドの拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 答弁ありがとうございました。

MICEですけれども、サミット以降、補助金とか大学へのアプローチと

か、また、いろいろその補助金を利用いただくのも工夫いただきながら知恵を絞って取り組んでいただいておりますというところで、本年は11件ということで御紹介もございました。さらに期待をさせていただきたいというふうに思いますけれども、地方での開催がどうも好まれてくるような方向性もお聞かせいただきましたので、ぜひ、より一層知恵を絞ってMICE誘致に取り組んでいただきたいというふうに要望させていただきたいと思います。

そして、産業観光のほうですが、北勢中心に活発に来ていただいておりますのでございますけれども、とにかく、とどまっていたことができないということ、宿泊なんかで愛知県のほうに流れてしまうんだと思いますけれども、お話がございました。

先日、国内有数の高級ホテルのエスパシオナゴヤキャッスルが旧ホテルナゴヤキャッスルの跡地にオープンいたしましたけれども、新聞にも載っておりますが、名古屋市には今後も高級ホテルの開業が続くようでございます。こうなりますと、恐らく隣の三重県には影響があつて、先ほどのMICEでもそうですし、産業観光でも、三重県を訪れていただいた方がちょっと宿泊とか夜の時間帯は名古屋で、愛知県でということになってくるのか分かりませんが、そういう環境にはありますけれども、ぜひこの三重の魅力を生かして、特に、産業観光は三重県の得意分野ぐらいになるように発展させていただけないかなというふうに期待をしておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

すみません、時間もございますので、次の質問に入らせていただきます。二つ目の項目の質問に入らせていただきますが、地球温暖化対策についてお聞きいたします。その中の1点目としてですけれども、産業部門の温室効果ガス削減の取組についてお聞きいたします。

今や、世界中で気候変動の影響と考えられる異常気象が発生しておりますが、私たちの暮らす日本でも年々暑さが厳しくなってきました。今年の夏の暑さは、また記録を更新したとのことであります。この夏は、気温が40度を超える事態が三重県も含めて国内各地で確認されており、気候が温暖

化にあることを、まさに実感させられました。

また、一方で、様々な自然災害の発生も目に見える形で顕著になってきております。

先月、静岡県牧之原市などでは、国内最大規模と言われる竜巻により、すさまじい被害が発生しておりますし、また、12日には四日市で1時間に観測史上最大となる123.5ミリの猛烈な雨が降り、床上床下浸水、そして、地下駐車場の水没など、想像を超えた被害が発生しております。当日は、私の地元いなべ市でも住宅地を流れる一部河川が氾濫しまして、床下浸水のあったお宅もございました。各所で被害に遭われた方々には、お見舞いを申し上げます。

1970年以降、気温上昇が加速しておりまして、2024年の世界の年平均気温は観測史上最高となったとのことであり、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度が増加し、自然災害のさらなる拡大が懸念されます。

国連環境計画によりますと、産業革命以前と比べまして、世界全体の気温上昇は、今世紀末までに2.6度から3.1度上昇する可能性があるとして強調されています。

国内を見ても、長期的には100年当たり1.4度の割合で上昇しており、特に、1990年代以降は、高温となる日が頻出しているとのことです。

気象庁のホームページにより本県の状況を見ても、津市では8月の平均気温が30.3度と、初めて30度を上回っているところであります。

御承知のように、地球温暖化は、温室効果ガスの濃度が上がることにより温室効果が高まり、地上の温度が上昇するものでありますが、この温室効果ガスの代表的なものとなっております二酸化炭素は、18世紀末の産業革命以降、急激に増加していることが明らかになっております。この状況を踏まえて、2020年以降の気候変動の新たな枠組みとして採択されたパリ協定について、2024年11月に開催されたCOP29では、国際協力に関する詳細ルールが決定され、完全運用化が実現されました。

国においては、2024年5月に第六次環境基本計画が閣議決定され、また、

今年2月には地球温暖化対策計画が改定されたところでありまして、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする国際的な目標達成に向けて対策を着実に推進していくこととされており、三重県においても、現在の三重県地球温暖化対策総合計画に基づいて、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指し取り組まれているところでございます。

そこで、前置きが長くなってしまいましたけれども、私は、あまりにも最近急激に感じられる気候変動が起こっていることにおいて、いま一度、意識を持って取り組んでいくためにも、今回、温室効果ガス削減に関して取り上げて質問をさせていただきますが、三重県においては産業部門の割合が多い特性がありますけれども、この産業部門の温室効果ガス削減に関して、現在の取組状況と今後についてお聞かせ願いたいのでよろしくお願いたします。

なお、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律、いわゆるGX推進法の改正により、今後、企業の温室効果ガス排出削減への取組が強化されることになるとお聞きしておりますので、そのことも踏まえて御答弁をお願いいたします。よろしくお願いたします。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） それでは、産業部門の温室効果ガス削減の取組についてお答えをします。

今年の夏も記録的な高温となり、危険な暑さが続きました。3年連続で最も暑い夏を更新し、県内でも桑名市で観測史上最高気温となる40.5度を記録しました。

議員からも御紹介のありました国内の年平均気温は、過去100年当たりで1.4度上昇しており、これは世界全体の上昇傾向よりも大きいことから、地球温暖化対策は喫緊の課題です。

さて、県におきましては、令和5年3月に改定をしました三重県地球温暖化対策総合計画に基づき2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、排出量削減に向けた様々な取組を進めているところです。本県における温室効果ガス排出量は、直近の2022年度で、基準年度である2013年度と比べまし

て16.4%減少し、おおむね減少傾向にはあります。

なお、本県の特徴として、産業部門における温室効果ガスの排出割合が全国と比べて高いことから、産業部門の取組がとても重要となります。

産業部門においては、規模や業種に関わらず温室効果ガス排出量の削減が進められているところであり、県では、産業部門の自主的な取組をより促進するために、温室効果ガス排出量の多い大規模な事業者に対し県の職員が直接訪問し、対話を通じての取組状況の確認や助言、国の補助制度等の情報提供、また、脱炭素経営に取り組む意欲のある事業者を対象とした温室効果ガス排出量の算定や中長期的な削減目標の設定などの伴走型支援、また、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を導入する事業者への必要な経費の補助を行っております。このような取組に対し、事業者の皆様からは、継続した支援と拡充を要望する声をいただいているところです。

さて、国におきましては、先ほど議員からも御説明のありました、いわゆるGX推進法に基づきまして、来年の令和8年4月から、排出量取引制度が本格的に開始されます。これによって、産業部門における二酸化炭素排出量のさらなる削減が期待されるところです。

この制度では、二酸化炭素の直接排出量が年間10万トン以上の事業者を対象にして、排出枠の事前の割り当て、排出枠に対する削減量の取引、また、超過量を埋め合わせるための措置、例えば、森林由来のクレジットの購入などがありますけれども、そういうことなどが定められております。

県といたしましては、事業者からの声や国の動向等も踏まえながら、産業部門の排出量削減が着実に進むよう、引き続き、しっかり取り組んでまいります。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） どうもありがとうございました。

これからまた、より温室効果ガス削減に向けて取組を進めていただくことになるのだと思いますが、やはり、我々は次の世代にしっかりと責任を果たしていかなければならないことだろうというふうに思っております。

今回、大企業を中心に制度改正があるということなので、排出量取引制度の改正があるということは厳しくなるということでございますから、大企業のほうでは大変だろうとお察しさせていただきますけれども、御苦労いただく中で、より取り組んでいただくことになってまいりますので、先ほど支援のお話もございましたけれども、しっかりと県としても達成に向けて取組をいただけるように、確かな支援をしていっていただきますようにどうかお願いいたしたいというふうに思います。

そのことをお願いして、次に進ませていただきますけれども、ただいま、まさに排出量取引制度について紹介のあったところですが、次は、クレジットの活用が予想される森林由来のJ-クレジットの推進について質問をさせていただきます。

9月30日の津田議員の質問にも森林の維持の問題から質問がございましたところですが、私からは、二酸化炭素、CO₂の吸収源対策という観点から質問させていただきたいと思います。

県では、県が管理する名張市の県行造林において、森林由来のJ-クレジットを創出し、販売収入による森林整備に取り組んできておられることを伺っております。先日の代表質問の際にも知事から御紹介がございましたけれども、J-クレジットの制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂の排出削減量、また、森林管理によるCO₂の吸収量などをクレジットとして認証し、そのクレジットを発行して売買できる国の制度です。つまり、認証されたCO₂の吸収量を売ってお金にできるということです。

企業の脱炭素化の取組が加速する中、注目度は一層高まっており、2023年に東京証券取引所に開設されましたJ-クレジットを対象とするカーボン・クレジット市場では、開設以降、取引参加者として約300社が登録されておられるということで、約102万トンの取引があると聞いております。

さきにも御紹介がございましたけれども、いわゆるGX推進法が改正されて、令和8年度から二酸化炭素の直接排出量が10万トン以上の事業者に

対して排出量取引制度に参加することを義務づけられることが予定されていることから、今後は需要が高まり、J-クレジットの創出の取組に追い風になると見られています。

現在、J-クレジット制度登録プロジェクト件数は年々増加している状況でございます。2025年3月時点で国内で1262件の登録があり、そのうちの261件が森林管理のプロジェクトとなっており、今後も一層拡大していくものと考えられます。近年においては、木材需要や林業従事者の減少、森林所有者の関心の低下などにより適正な管理が行われない森林も増加しております中、森林経営の改善を図る新たな収入源となることが期待される場所でもあります。

ここで、映写資料をお願いしますが、（パネルを示す）これは、知事の記者会見で使われたものをちょっとお借りしましたけれども、県の取組につきましては、名張市における県の管理する森林において、森林由来のJ-クレジットの取組が行われております。取組場所は、御紹介させていただきました三重県の名張市で、面積約223ヘクタールで取組が行われていまして、そして、認証量は、令和5年度分として899トンの認証分がございます。

ちなみに、この899トン、お金になるということでございますけれども、大体の相場で換算するとどれだけかってお聞きしたら、約500万円相当になるそうでございます。

そこで、農林水産部長にお伺いいたしますけれども、9月30日の代表質問のやり取りの中で、J-クレジット推進に向けてノウハウを蓄積しているところであるとお話ございましたけれども、それはどのような内容なのか、また、それを踏まえ、今後どのように進めていくのか、販売方法などをはじめ、具体的な内容についてお聞かせ願いたいので、よろしくお伺いいたします。

〔柘屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柘屋典子） それでは、森林由来のJ-クレジットの推進についてお答えいたします。

県では、森林のCO₂吸収機能に経済的価値を生み出すJークレジット制度を活用しまして森林整備を促進し、林業活性化につなげていくことを目的としまして、県行造林をモデルに、Jークレジットの創出と普及に向けた取組を進めているところでございます。先ほど御紹介いただきましたとおり、令和5年度から名張市の県行造林において取組を開始し、令和7年1月に県として初めて899トンのJークレジットの認証を得ることができました。

この取組では、県自らが、森林の航空レーザ測量成果や人工衛星を活用した測量機器など、スマート技術を活用して認証実践することで、その手続に要する時間や労力を効率化できることなど、手続に関する知見を蓄積してきたところでございます。

こうしたことから、県では、Jークレジットの創出者となり得る林業関係者ですとか市町を対象に、セミナー等を通じまして、県が培ったノウハウ、効率的な手続の手法などを普及してまいりました。

あわせて、Jークレジットの創出見込み量が簡易に算定できるツールですとか、CO₂の吸収量が多い森林のエリアをホームページで公開するなど、関係者が創出検討に活用できる情報を提供し、Jークレジット制度の普及拡大に向けた取組を展開してきているところでございます。

現在、県では、認証を受けたJークレジットの販売に向けまして、先行する他県の事例も参考に、入札方式などのクレジットの価値を最大化できる販売方法を検討しているところでございます。また、新たなJークレジット創出を目指しまして、別の県行造林でも準備を進めているところでございます。

今後は、県が設立しました三重の自然由来クレジット活用推進に向けた連携プラットフォーム、こちらも活用しまして、Jークレジットの企業等への販売や、その収益を用いた県行造林の森林整備を進めてまいります。

また、林業関係者や市町による取組が広がるよう、引き続き、様々な機会を捉えて普及に努めるとともに、Jークレジット制度のさらなる活用に向けまして、森林由来Jークレジットの推進に関する条例、仮称でございますが、この制定に向けた検討も進めてまいります。

[39番 日沖正信議員登壇]

○39番（日沖正信） 御答弁、どうもありがとうございました。

ぜひ、この名張の実績を踏まえて、より展開をいただきたいと思いますけれども、これ、令和5年度から2年たつということで、実際の認定の実績もあるわけなんですけど、もう一回だけお聞かせいただきたいと思うんですが、これで三重県は、この名張の取組で、完全にJークレジットのノウハウを確立できて、そして、セミナー等を通じてノウハウを民間や市町にもお伝えしてやっていただくといいということではございますけれども、しっかりと、セミナーの話もありましたけれども、これから普及のためにそのノウハウを使っていけるんだということで解釈してよろしいんですかね。

○農林水産部長（枅屋典子） 今回、認証を受けたのは県でも初めてのことで、これが完全というところではないと思います。ただ、1回実際にやってみることで、こういうところが注意するところだというようなことも分かりましたので、今後、三重県としても、さらに県行造林を用いた認証を続けていきたいと思っております。よりレベルアップしたノウハウを県としても蓄積して、その都度、新しい技術、ノウハウ、手法などを皆様に普及していきたいというふうに考えております。

[39番 日沖正信議員登壇]

○39番（日沖正信） 再度、ありがとうございました。

三重県は、全国でも比較すると森林の多い県だと思いますので、ぜひこのJークレジットの制度を普及させていただいて、新たな展開、新たな三重県ならではのものにしていただければありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次に、この項目の三つ目に移らせてもらいますけれども、治山事業に関わってお尋ねするんですが、森林整備とともに、森林の公益的機能の発揮には山地災害への対策も重要であると考えておりますので、この治山事業についてもお伺いをさせていただきます。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地災害から県民の生命、財産を

保全するという目的においても重要であります。地球温暖化等による集中豪雨により、山地災害の発生リスクが高まっております中、その重要性を改めて実感するところであります。

林野庁においては、気候変動に対応した治山対策の在り方について検討され、今後の治山対策の方向性を示す検討会を開催し、森林の土砂流出防止機能、洪水緩和機能を維持、向上させるための対策が示され、これに沿った対策が進められています。

本県では、みえ元気プランの災害に強い県土づくりにおいて、治山事業推進の必要性を位置づけられて、三重県国土強靱化地域計画の中で、森林が持つ土砂流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧と予防対策を進めるとともに、被害を防止するための治山ダムの設置など、治山対策を着実に推進することが示されています。

ここで、ちょっと参考に資料の写真をお見せしたいんですけども、（パネルを示す）皆さん、御存じやと思います。治山対策、治山事業の施設というのはどういうものかということなんですけれども、例えば、これ、大規模な施設でございますけれども、治山ダムです。溪流での土砂流出防止、山間部の谷などの崩壊の危険性があるところに、こういう治山ダムを設置していただいて崩壊を防ぐというものでございます。

それと、もう一つ、（パネルを示す）一例ですけれども、これは集落の裏山などで山の崩壊等を防ぐためにコンクリートの擁壁を造って、止める、防ぐというような施設でございます。こういうのは、比較的小規模でございます。右上にちょっとつけてありますけれども、県単治山事業で行っていたおようなものでございます。

ちょっと例を見ていただきましたけれども、近年、異常気象による極端な豪雨によりまして、新たな施設整備に併せて老朽化への対応も必要となってきました。事業実施が必要なところは増えてきていることが危惧されます。

私の地元、いなべは内陸部で山地が多い地域ですが、山腹崩壊が進んでい

る箇所や崩落が心配される集落の裏山の対策など、ふだんから多くの要望を受けている状況がございます。

治山事業に充てる県予算の状況は、ここ数年、ほぼ横ばいとなっておりますけれども、さらに必要な予算を確保し、小規模なところに手の届く県単独も含めて計画的に実施していく必要があろうかと思えます。

そこで、農林水産部長にお聞きいたしますけれども、豪雨などにより土砂流出を起こす山地災害の発生リスクが高まる中で、今後、治山事業をどのように進めていかれようと考えておられるのか答弁をお願いいたします。

〔柘屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柘屋典子） それでは、治山事業の進め方について御答弁申し上げます。

治山事業は、台風や近年頻発する局地的な豪雨等に伴う山地災害から県民の皆さんの安全を守るため、保安林において治山施設の整備を行うほか、土砂流出防止などの公益的機能が低下した保安林を整備し、健全な森林として機能を回復させることを目的に実施しているものでございます。

事業の実施に当たりましては、国が策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算などを活用しながら、市町の要望も踏まえまして、甚大な被害が想定される危険性の高い箇所など、優先度や緊急性を考慮して計画的に進めているところでございます。

事業の進捗につきましては、土砂崩れや溪流からの土砂流出により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区におきまして、令和6年度末時点で全4212か所のうち、2288か所で着手し、着手率は54.3%となっております。

加えまして、平成26年度からは、みえ森と緑の県民税を活用して、溪流に堆積する土砂や危険木の除去を実施しまして、土砂や流木による被害を出さない災害に強い森林づくりにも取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のとおり、近年、発生頻度が高まっております局地的な豪雨や地震などに起因した大規模自然災害の発生が懸念される中、年々増加する事

業要望に迅速に対応していくことや、物価高騰などによる事業費の増加に対応すべく、必要な予算を確保していくことが重要だと考えております。

今後も、山地災害から県民の安全で安心な暮らしを守るために、令和7年6月に新たに策定されました第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算も活用し、計画的に治山事業を実施できるよう必要な予算の確保に努めるとともに、コスト縮減につながる新たな工法、新技術の導入などにも取り組んでまいります。

また、みえ森と緑の県民税なども活用しつつ、山地災害を防止するための総合的かつ効果的な治山事業を進めてまいります。

[39番 日沖正信議員登壇]

○39番（日沖正信） どうもありがとうございました。

御答弁、御説明をいただきましたように、できる限りこの財源予算も確保していただき、また効率的な工事方法も考えて、駆使しながら、できるだけ対応をいただきたいと思うんですが、県土整備部におきまして、防災上の観点からも、河川の堆積土砂の撤去の要望が多いところでございますけれども、この根本の原因は、やはり土砂が山地から河川へ流出することでありますので、そのことから、まず、この源を押さえる治山事業というのは大変重要であるというふうに思うんです。

しかしながら、御答弁にもありましたけれども、山地災害危険地区において、令和6年度末で4212か所のうち、2288か所で着手していただいているということで、着手率54.3%ですよということですが、逆に見てみますと、4212か所のうち、1924か所は未着手ということになります。

三重の森林づくり基本計画に基づいて、今後1年ごとの新規着手の計画を見てみますと、1年に20か所ということになっておりますので、単純に割ると、残り1924か所をするのに、およそ100年ほどかかるということに計算上はなっておりますし、さらに今後、局地的な豪雨などの災害が増えてまいりますと、また手当てしなければいけないところも出てくると思いますので大変厳しい状況だというふうに推察されます。直ちに予算や人材を増やして

いくのは簡単なことではないことは承知しておりますが、どこか、異常気象にも適応していかなければならないことから、必要なことは国にも改めて要望していただきながら、さらに、この治山というところに注力し、関心を傾けていただいております。

もう時間がございませんので、次に入らせていただきます。

それでは、次の質問に入らせていただきますけれども、消費生活相談についてということで、相談体制の充実・強化について質問をいたします。

消費者庁の消費者白書等を見ても、商品の購入やサービスの契約等における消費者トラブルの相談の割合は、高齢者が依然多い状況が認められるところでありますが、近年は、デジタル社会の進展に伴いまして、SNSやインターネット通販など、新たなトラブルが広がっており、若者から高齢者まで、広範囲な被害が報告されているとのことでもあります。

一例を挙げますと、通信販売で初回購入何%オフというようなお得な宣伝につられて、低価格で購入したつもりでありましたものが、2回目以降は大変高い価格で、まして、それも定期購入であったということに気づかずに契約してしまったというような話はよく聞かれます。近年、そのような相談状況は大変多くなってきておるようで、相談件数自体は、ほぼ横ばいのごとでありますが、その全体の被害額というのが、ちょっと見ていただきたいと思っておりますけれども、（パネルを示す）簡単な表でありますが、これ、消費者庁の消費者白書から抜き出したんですけれども、この下の支払い額、5年で約9兆円というふうに極端にどんどん増えてきておりまして、被害額がこれからもどんどん増えてくるのが心配されて、大変なことだなというふうに思わせていただくとすけれども。

消費生活相談窓口では、消費者からの相談への対応やトラブル解決のために消費者と事業者の間に立って調整などをしていただいておりますけれども、社会環境が大きく変化する中で、相談対応は多様化、複雑化していると聞いております。このような状況の中、消費生活相談窓口の役割は、ますます重要となってきていると同時に、相談員のさらなる対応力の向上が求められて

きております。そしてまた、近年、国家資格を必要とする相談員の人材確保も難しくなっているという問題も聞かれるところであります。

そこで、相談員の育成、スキルアップなどへの支援が必要であると考えますので、県としても、相談体制の充実・強化に向けて、市町への対応も含めて、どのように取り組んでいかれるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） 消費生活に係る相談体制の充実・強化について答弁をいたします。

県では三重県消費生活センターを設置しておりまして、専門の資格を持った消費生活相談員が助言を行うとともに、必要に応じて、相談者と事業者間のあっせんを行っています。

また、県内全ての市町が消費相談窓口を設置しており、市町においても相談対応を行っています。県の消費生活センターへの相談件数は、ここ数年、2000件前後で推移しておりまして、令和6年度は1803件の相談が寄せられております。このうち、60歳以上の方からの相談が約44%と半数近くを占めており、内容は、通信販売に関する相談が最も多く、全体の約4割となっております。

スマートフォンの普及など、デジタル社会の進展で、決済手段や取引環境が多様化、複雑化していることから、相談体制の充実が一層求められていると考えております。

また、独り暮らしの高齢者も増加しておりますので、消費者に身近な市町の相談体制の充実も図っていく必要があると考えております。

こうした中で、令和7年3月に三重県消費者施策基本計画を策定しまして、消費生活相談の充実・強化等に注力して取り組むこととしております。具体的には、相談員が国の主催する研修会に参加しまして、最新のトラブル事例への対応方法を習得するなど、そのスキルアップに努めております。また、毎月、市町の相談員や担当職員との合同の勉強会を開催しまして、市町とも

連携して窓口強化を図っているところです。

今後、さらにデジタル化の進展などで相談対応の困難な事案が増加すると思われまます。引き続き、国とも連携しまして、高度な専門相談にも対応できる相談員の育成を図っていきます。

また、今年度は、市町の相談員のスキルアップに向けて、オンデマンド教材を作成しまして、市町の相談体制の強化につなげていきたいというふうに考えております。

今後も、県民の皆さんが消費者トラブルに巻き込まれた際に、1人で悩みを抱え込むことなく、安心して相談できる体制づくりに努めてまいります。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。

本当に最近の消費生活相談の現場というのは、恐らく複雑化、多様化する中で難しいことが多いんだろうというふうに思います。国と連携していただきながらスキルアップを図っていただくための取組もしていきますし、市町と連携した取組もしていただくということでございますけれども、あわせて、先ほども申し上げましたが、人材の育成というか、国家資格も必要ということで、人材がなかなか難しいというところもあるようでございますので、その辺の支援になるような取組もぜひこれからお願いしたいなというふうに思いますので、今日のところは、もうここまでにいたしますけれども、今後、よろしくお願いいたしたいと思います。

もう時間がございませんので、次に移らせていただくんですけども、最後の4項目めなんですけど、公共交通政策のところ、公共交通の利用促進についてということで質問をさせていただきます。

今日、水曜日は、みえエコ通勤デーです。私も電車で、今日、議会へやってきました。地域の公共交通は、県民の生活、経済活動を支える基盤でありまして、地域の持続可能な発展に不可欠な社会インフラであります。しかしながら、進み続ける人口減少や車社会の浸透などによる利用者数の減少に伴いまして、多くの地域において、その維持・確保についての厳しい状況

が続いております。

本県においては、県民の多様なニーズに対応した、持続可能な地域交通の実現を目指す姿として、令和6年3月に三重県地域公共交通計画が策定されておりますが、具体的な施策の一つに、まず、日常生活を支える地域内交通の維持・確保が掲げられております。利用者が減少傾向にある中で、公共交通の維持・確保、そして、さらなる活性化を図るためには、財政支援や市町への伴走支援に加えて、県民一人ひとりが公共交通の価値を再認識し、日常的に意識を持って利用していただくための機運を醸成する取組がまずの基本であり、極めて重要であると考えます。

ここで、ちょっと映写資料をお願いしたいんですけども、（パネルを示す）これは、愛知県の地域公共交通計画より抜粋したものですけれども、愛知県の地域公共交通計画の中には、機運の醸成ということで、このように、公共交通をみんなで使い、支え、育てる意識の醸成ということをし、しっかりと三つの大きな基本方針の一つとして掲げておきまして、県民みんなで取り組んでいまいしょうよというような機運醸成を図ろうとされておられます。

もう一つ、（パネルを示す）これ、たまたまいろいろな資料を見ていましたら、愛知県には、こういう先ほどのような意識の中で、エコモビ実践キャンペーンということで、愛知県のほうでは、県民や企業、NPOなどの団体によって、県民を挙げて、意識醸成も含めて、こういう取組もなされておられるところでございます。

しかしながら、三重県においては、県民や事業者など、県民を挙げてその機運の醸成を図っていかうというような取組の姿があまり感じられないように思っておりますので、今日は、こういうことを取り上げて質問をさせていただき次第でございます。

本県として、地域公共交通の維持、活性化に向けて、県民全体での利用促進の機運を日常的に醸成していくためにどのようなお考えを持っておられるのか、まず聞かせていただきたいのと、県民参加型の啓発活動であるとか県民挙げての利用促進の仕組みづくりについて、今後に向けての方向性や取組

などがもしあれば、そのようなことも含めて御答弁をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○**地域連携・交通部長（生川哲也）** 公共交通の利用促進につきましてお答えいたします。

県では、県民参加型の啓発活動としまして、御紹介もありましたが、毎週水曜日にバス運賃が半額になるみえエコ通勤デーの取組を環境共生局と連携して進めております。

また、運転免許証の自主返納者を対象にバス運賃が半額になる割引制度を運転免許センター等でPRするとともに、子どもたちに公共交通に親しんでもらうため、観光部が実施するみえのポケふた&のりものスタンプラリーとの連携、さらには、三重県バス協会による小学校でのバスの乗り方教室等への支援などを行っております。

また、機運醸成につきましては、地域で利用促進に取り組む市町の実感としまして、一人ひとりにお声かけをしてコミュニティバスへの乗車を促すなどの地道な取組が有効といった声も聞いておりまして、今後は、県民参加型の啓発活動に加えまして、こうした地域の住民や事業者と協働した利用促進の取組が県内各地で展開されるよう、県内外の事例も参考にしながら具体的な施策を検討してまいります。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○**39番（日沖正信）** 時間が迫る中で、答弁、申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

今、いろいろ御紹介もございましたけれども、私が申し上げたいところは、部長からお話もございましたけれども、どこかの事業者とか、どこかの地域とか、それぞれお取組いただいているところは県内でも多数あると思うんですけれども、愛知県のように県民全体でひとつ機運をつくろうやないかという、やっぱり公共交通機関を使うように機運を醸成しようやないかというようなことがなかなか感じられないところでございまして、ぜひそういう観点

から、県民挙げての機運醸成というようなところに、ひとつお取組を、また、御検討をいただければありがたいかなというふうに思っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

ちょうど時間でございますので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。45番 西場信行議員。

〔45番 西場信行議員登壇・拍手〕

○45番（西場信行） 一見知事、こんにちは。さきの知事選挙、御当選、おめでとうございます。4年間、体に気をつけて御活躍をお祈りいたします。

三谷議員の御冥福もお祈りをいたします。

それでは、すぐ始めます。誰一人として取り残さない地域共生社会の実現でございます。

一見知事の政策集、今議会でいろいろ皆さん方が御紹介いただきましたが、私も見せてもらいました。（実物を示す）これですね、持ってきました。6ページ、住みやすく、にぎわいのある三重のところに、「『誰一人として取り残さない地域共生社会』実現を目指し続ける」と記載されています。この

ことに賛同いたします。ぜひとも政策の推進を強く求めさせてもらいたいと思います。

そこで、本県の地域共生社会の実現に向けた取組について、知事の考え方を伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 三重県内の状況を見てみますと、令和2年の数字が最新の数字なものですから、その20年前の平成12年と比べますと、児童数は、令和2年は75%に減っております。出生数も平成12年と比べますと、令和2年は63%に減り、他方、単身の世帯数は、平成12年と比べますと令和2年は177%というふうが増えてきております。また、独居老人、高齢者単身世帯数、これを見てみますと、平成12年を100%としますと令和2年は209%ということで、どんどん増えてきている状況です。

また、地域のつながりが希薄化しているということも言われております。さらに、コロナ禍によりまして、一層それが加速され、孤独・孤立の問題が顕在化し、加えて、生きづらさを感じている人が増加しているというふうに言われているところであります。

それで、私の政策集の中にも、議員から御指摘をいただきましたように、「引き続き、『誰一人として取り残さない地域共生社会』実現を目指し続ける」と、こう書かせていただきました。これは私が知事になる前から、議会の御指摘も頂戴し、そして、歴代知事も心を砕かれまして、地域共生社会の実現、これに邁進をしてきたところでございます。具体的には、令和7年3月の第二期三重県地域福祉支援計画、この中にも位置づけられております。

また、先日、西場議員も御参加をいただきましたが、ひきこもり支援フォーラムも開催をされました。これは6回目の開催ということになる、10月5日でございます。1回目は、県議会議員の皆さんだけで開催をされました。県庁も協力したのではないかとということその場でも挨拶で申し上げましたら、その後、T議員から強力に反論されまして、1回目は議会だけでやったんだということで、T議員というのは、辻内議員のことではなくて津

田議員でございまして、厳しく言われ、2回目以降は、県議会の皆さんと一緒に私ども執行部も、このひきこもり支援フォーラムを開催しています。また、三重県ひきこもり支援推進計画は、各県に先駆けて三重県で、議会からの御指摘も頂戴して、もう今、第二期を策定しているところでございます。

さらには、ヤングケアラーのアンケート調査も実施し、ヤングケアラーへの対策も強化をしていこうと思っているところでございます。

県内の市町では、既に包括的な支援体制をやろうということで取り組まれているところも多うございまして、国の重層的支援体制整備事業交付金、これを活用している市町が、県内29のうち、12の市町がございまして。こういった取組は、やはり三重県全体でやっていくべきだというふうに考えておりますし、共生社会を目指し続けることが何よりも大事だと思っておりますので、引き続き、県としての対応をしっかりとやっていきたいと考えてございます。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） 御答弁ありがとうございました。

知事に紹介いただきましたが、10月5日、県庁講堂でありましたひきこもり支援講演会、私も聞かせてもらいました。明和町社会福祉協議会の実践の報告と、そして、白梅学園大学の長谷川名誉教授の講演がありまして、大変勉強させてもらいました。

実践の中で、特に印象深いのは、ボランティア活動を通じて社会参加を促していくという活動をやっておられるというところなんですけど、その中で、ボランティアの引受け手が少ないごみ屋敷の片づけというものについて御無理をお願いしたら、当事者といいますか、そういう困難を抱えた人が、もうそれならやってみようかと言うてやり始めたり、そして、片づけが終わった後、こんな生活をしてみえる方もあるんだなというつぶやきがあったと。そして、それから、また次のボランティア活動に移っていかれたと、こういうところを私は大変印象深く聞かせてもらいました。

あまり本を読まないんですが、最近、渡辺一史さんという人が書いた『なぜ人と人は支え合うのか』という本を読ませてもうたら、その本の中に、自

ら重度障がいを抱える人が、障がい者福祉ネットワークの代表をしてみえて、その方の言葉が書いてあるんですが、人は誰かの役に立つことを通して自分の存在価値を見いだす生き物ではないだろうか、そして、誰かの役に立とうとすると、困っている人の存在も欠かせないと。世の中には困っている人も、手を貸してあげられる人も両方が必要だと。一生困っている人はいないし、一生人を助ける人だっていないと。みんな平等で、お互いさまというようなことが書かれています。別のページに、人は誰かを支えることによって逆に支えられているようですと、こういうようなことです。

今、世の中の流れが、分断の社会というのが、どんどん激しく展開されてきている中で、やっぱり助け合うという社会づくりにおいて、地域共生社会、誰一人取り残さないというこの知事の公約は、これから非常に重要です。たくさんあると思いますが、一丁目一番地にしてくださいよ。防災や子どもや、そして、観光も同居していいですから、これもぜひよろしく願いいたしたいと思います。

さて、ちょっと時間を取り過ぎましたので、重層的支援体制整備事業に入らせてもらいます。少し原稿もありますので一生懸命読みますから、しっかり聞いてくださいな。

この8月、9月に、自由民主党や関係党派において、来年度予算への要望聞き取りを進めました。市長会、町村会、そして、三重県社会福祉協議会より、重層的支援体制整備事業に関して、交付金の交付基準額や補助率の堅持について国への働きかけと県に対する財政支援について、要望、意見が寄せられてきました。

社協においては、交付基準額を人口規模により一律に減額で見直すのではなく、各自治体の状況に応じて必要額の確保を図るよう国へ働きかけてもらいたい。例えば、10万人から20万人ぐらいの市においては、従来4200万円の交付金が来ていました。それが、この令和7年度から3000万円に引き下げられると、こういうことでございます。

市長会からは補助金について言われています。事業開始から5年経過の市

町に対する補助率の引下げを検討中らしいが、重層事業の安定継続のために補助額の堅持を国へ要望してもらいたいと。

町村会からは、重層事業の見直しは、市町の実情に応じた、また、対応可能な見直しにしてほしい。交付金は、大幅減額せずに、制度維持に必要な金額を国へ要望してほしい。

これら主要3団体からですが、重層事業に係る国への要望、働きかけについて、県はどのように対応していくのか、まず一つ伺うとともに、もう次もいきます。

市長会からは、同じこの要望の中に、重層事業の仕組みを活用した他施策、他施策というのは他省庁の施策という意味だと思うんですが、と連携した取組に係る財政支援の項目があります。内閣府では孤独・孤立対策や大規模災害時における災害ケースマネジメントについて、そして、法務省では再犯防止対策について、この重層事業と包括的支援体制の活用を連携して推進しております。

しかしながら、厚生労働省の重層的支援体制整備事業交付金がこのように減少していく中で、市町が重層事業を活用して他の省庁との連携を構築することは現実的に極めて困難であると推察されます。

そこで、この重層事業と他施策との連携体制を県内に広めるために、今、先駆的に取り組んでいる市町もごぞいます。これから取り組まれる市町もごぞいます。これを後押しする県独自のモデル事業を創設すべきと考えますが、これについてが第2問です。

もう一つ、リンクワーカーについてお聞きしたい。重層事業と関係の深い社会的処方とリンクワーカーの事業について伺います。

以前の質問でも、リンクワーカーをやりましたが、これは社会的処方といまして、孤独・孤立など困難な状況を抱えた方に、薬の処方ではなく社会とのつながりを提供することで元気にしていく仕組みであり、社会的処方には、リンクワーカーの役割が極めて重要です。

現在、名張市が県内で先駆けて取り組んでいるリンクワーカー事業について

ては、地域共生社会づくりに欠かせない取組であり、今後、県の一層の支援をお願いしたい。そして、今後、リンクワーカー事業を県内全域に拡大、定着させていけますように、県民も参加できるリンクワーカー人材育成研修を県事業として取り組まれることを要望いたします。

ここまでなのですが、次の孤独・孤立対策も一緒に質問します。

令和6年4月に、孤独・孤立対策推進法が施行されました。孤独・孤立対策が、地域包括ケア、そして、重層事業と3本柱で連携、リンクしながら事業展開されることが必要だと思います。国においても、孤独・孤立と重層事業との連携というのを、先ほど申し上げましたように進めてきていただいています。今後の県政がどういうふうになっていくのか大変重要な方向になると思います。

法施行後、率先して取組を進めている市があります。伊勢市です。働きづらさを抱えた人の支援を目的とした伊勢市多分野協働プラットフォームを立ち上げ、ワークステーションいせという短時間雇用の実践取組を進められておられます。

他県においては、岐阜県、静岡県で、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが設置されていると聞いています。

ということで、これからの孤独・孤立対策に対する県の考えや取組状況について伺います。お願いします。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、4点御質問いただいたかと思えます。

まず、一つ目でございますが、国への働きかけというお話をいただきました。

地域共生社会の実現に向けましては、県では、重層の支援体制整備事業をはじめとした包括的な支援体制の整備が県内市町に広がるよう、市町や社会福祉協議会の職員等を対象に地域福祉で核となる人材を育成する研修を実施するとともに、今年度から、ノウハウ不足により体制整備が進んでいない市

町に対して、アドバイザーを派遣する事業を開始しております。

このような中で、国におきましては、今御紹介いただきましたが、令和3年度に創設した重層的支援体制整備事業について、市町村の取組状況や効果実績、制度の持続性の観点等から検証、議論が行われておりまして、その一環として、今年度、事業に対する交付金の基準額を見直すことが示されました。

これを受けまして、県としては、国に対して地域の実情を踏まえた見直しをしてほしいということで、市町における重層的支援体制整備事業の維持に必要な財政的支援を継続するよう提言したところでございます。引き続き、市町の実情に合わせた支援を行うよう、機会を捉えて国に働きかけを行ってまいります。

それから、2点目、市町への支援ということで御質問いただきました。

包括的な支援体制におきましては、従来からの、障がい、子どもといった分野ごとの支援体制では対応の難しい、複雑化・複合化した課題を抱えた方々に対応するため、多様な関係機関の連携が必要となっております。

このため、こうした分野を超えた取組が県内に広く展開されるよう、市町が行う先進性・有効性の高い取組への支援について、今後、検討していきたいというふうに考えております。

それから、人材育成の点で御質問いただきました。

人材の育成でございますが、社会生活面で困難を抱えた方を社会につなぐ役割を担う人材の育成も重要であると認識しており、名張市のリンクワーカーの取組も参考にさせていただきながら、昨年度から社会的処方への考えも取り入れた研修を実施しております。

今後も、地域の多様な主体や地域住民が参画し、課題を抱える方の社会参加の実現につなげられるよう、研修受講対象者の拡大や研修内容の充実について検討してまいります。

それから、最後に、孤独・孤立対策について御質問いただきました。

社会構造の変化によりまして、家族や地域、職場等における人と人とのつ

ながりが希薄化していると言われる中、昨年4月に孤独・孤立対策推進法が施行され、本県としても同法に基づき、孤独・孤立対策に係る取組を推進していく必要があるというふうに認識しております。

県ではこれまで、市町における包括的な支援体制の整備を推進するとともに、ひきこもりや生活困窮者、ひとり親家庭、ヤングケアラー当事者等を対象に相談支援や社会参加支援に取り組むなど、孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは、孤独・孤立に陥りやすいとされる当事者の方々への支援を進めてきたところです。

しかしながら、孤独・孤立の問題は、今後、単身世帯の増加等によりさらなる深刻化が懸念されており、具体的な状況は多岐にわたることから、個々の課題にとどまらず、複雑化・複合化した支援ニーズにも対応していく必要があるというふうに考えております。このため、県としましては、支援に携わる官民の関係機関が参集し、分野を越えて相互に連携・協働する体制、いわゆる官民連携プラットフォームの構築に向け検討していきたいというふうに考えております。

また、具体的取組を進めるに当たりましては、孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業をはじめとした包括的な支援体制における施策双方の連携を図るため、新たに協議の場を設置するなどしまして、支援に携わる関係者が共通の認識を持ちながら円滑な支援につながるよう取り組んでまいります。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） 部長、ありがとうございました。前向きな御答弁をいただいたかなと思います。

続きまして、関係する県庁部局の在り方と再編ですが、この地域共生社会を進める上においての本庁部局のことを質問させていただきたいと思っております。

平成30年度に本庁部局の見直しが行なわれまして、健康福祉関係が医療保健部と子ども・福祉部の二部体制になって8年目を迎えます。福祉政策の大きな柱である高齢者介護が医療保健部に所属しているという状況でございます。

地域共生社会の実現に向けて、包括ケアシステム、重層的支援体制整備事

業、孤独・孤立施策を進めていくに当たりまして、高齢者介護とその他の福祉部門が分離している本県の二部体制のままでは、施策の執行における部局間調整に難しさが生じることはないかと懸念を抱きます。

前回は質問させてもろうて、医療保健部長のほうから、二部が連携してしっかり対応していくとの答えをいただいています。現行の縦割りの二部体制の中ではその答弁しかできないかなと思いますが、現状において、両部が相互連携に努力されていることもよく理解していますが、部局間の連携体制では一定の限界があると思われます。この際、思い切って、地域共生社会実現に向けて県庁部局の組織再編を目指していただきたいと思います。現行の医療保健部と子ども・福祉部の二部体制を統合して一部二局とするか、また、二部にしておき、長寿介護課を子ども・福祉部に移していくかなど、その他幾つかの選択肢が考えられますが、これらの組織や所管の見直しについて積極的に検討されることを要望させてもらいたいと思います。

冒頭も申し上げましたが、一見県政2期目がスタートする大きな節目です。県政公約にも取り上げていただきました誰一人取り残さない地域共生社会の実現のために組織再編を断行していただきたいなど、その対応を求めて改めてお伺いいたしますが、今回は、県庁組織を所管される総務部長に期待を込めて御答弁をお願いしたいと思います。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 医療保健部、子ども・福祉部等の組織について御質問をいただきました。

御指摘いただきましたように、平成30年度の組織改正で今の体制になってきておりますが、その背景には、従前の健康福祉部が所管する行政ニーズの高度化、複雑化が著しく、また、県民の命を守るということに大きな影響を与える業務を所管しているというようなこともございまして、それらに的確に対応するためには、予算、人事など、部全体の経営資源の調整をはじめとする総合的なマネジメント機能を持つ部長をそれぞれに配置しまして、組織体制をより機動的なものへと見直す必要があると考えたため、こういう組織

にしたところでございます。

さて、御指摘のあった地域共生社会の取組を進めていく上では部局間をまたがる行政課題もあると認識をしております、取組を確実に進めていくため、必要に応じて部局横断的な会議体を設けることなどを行いながら関係部署が連携を図り、総合的に対応していくことが重要であるというふうに考えております。

また、地域共生社会の理念というのは、制度、分野ごとに縦割りを超えて地域を共につくっていく社会であり、地域包括ケアシステムや重層的支援体制整備、孤立支援など、国や県、市町の施策も広がりを見せているところでございます。

こうした社会情勢の変化も見据えまして、総務部としましては、関係部の意見を聞きながら、また、国や他都道府県、市町の動きなども注視をし、どういう組織体制がいいのか、そういう在り方について知見を深めながら、必要な対応を取っていきたいというふうに考えているところでございます。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） 部長、御答弁ありがとうございました。引き続き、御検討のほど、よろしく願いをいたします。

次に、小規模事業者支援対策をお願いいたします。

県内の企業者数は約4万6500社と聞いています。そのうちの85%が小規模企業。また、ちなみに、その小規模企業のうちの92%が5人以下の小企業であるとも聞いていますが、これら小規模企業や小企業は、県内各地に製造、建設、小売、サービス、飲食、宿泊など、あらゆる分野で地元経済を支えて、県内経済全体の安定と発展に貢献されています。

しかし、今議会でもいろいろ言われておりますように、取り巻く経済環境の大変厳しい中で、今、小規模事業者の自社の企業努力では解決できない厳しい困難に直面しておるところでございます。

このような厳しい現実を踏まえると、今後やらねばならないことがたくさんあるかなというように思いますが、私なりに、一、二で申し上げれば、

近く組閣されるわけですが、新政権の下に進められるであろう経済対策としての物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等への対応でございまして、これを、ぜひとも年内ぐらいを視野に入れてしっかりその準備に努めていただきたいと、庁内検討もしっかり進めていただきたいと、このように思っております。

それから、具体的に小規模事業者を支えるものとして、伴走支援としての経営指導員、経営支援員の人たちを持つ商工会、あるいは、商工会議所に対する支援力の強化、これをぜひ強めていただきたいなど、こんなことも思うところでございますが、今、県当局が把握しております現在の県内の状況について伺いますとともに、県がやっておる現在の施策について伺いをいたしたいと思えます。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、小規模事業者の現状と課題、そして、支援策について御答弁申し上げます。

県では、市町や商工団体、金融機関から定期的に情報収集等を行うことにより、小規模企業の現状把握に努めているところでございます。

さらに、今年度は、私自身も各商工会議所を訪問し、伴走型で支援を行っている経営指導員や小規模企業の方から御意見を伺い、現場の生の声も確認させていただいたところでございます。その中で、売上げは伸びているものの、仕入れや原材料価格等の値上げにより利益に結びついていないといった声などをお聞きしたところでございます。エネルギーや原材料の価格高騰等によって、多くの小規模企業の経営が厳しい状況に置かれているというふうに強く認識したところでございます。

これまでも、国の交付金を活用して、中小企業・小規模企業が、エネルギー価格、原材料価格高騰等の課題を乗り越えられるように、生産性向上・業態転換支援補助金などの支援策を講じてきたところでございますが、一方で、小規模企業は経営基盤が脆弱であるということが多いことから、持続的にこれからも発展していくというためには、さらなる経営力の強化を図って

いくということが重要だというふうに考えております。

このため、県の融資制度にがんばる小規模企業応援資金というのを昨年12月に創設しまして、今年度においても小規模企業の前向きな設備投資等を後押ししております、これが現在のところ、5億円以上の融資につながっているところでございます。

これらの取組に対しまして、地域の商工会、商工会議所が小規模企業の伴走支援を十分に行えますように、経営指導員を合わせて134名配置するなど、体制の整備も図っているところでございます。

引き続き、こうした取組を実施していくとともに、国の交付金がさらに活用できる場合には、これまで以上に小規模企業の声にも耳を傾けながら、効果的な取組となりますように検討していきたいというふうに考えております。

今後も、地域経済を支える重要な存在である中小企業・小規模企業が持続的に発展できますよう、小規模団体等の関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） ありがとうございます。

続きまして、三重県中小企業・小規模企業振興条例の見直しをお願いしたいと思いますが、本年8月に三重県商工会連合会より来年度に対する政策要望が出てきてまして、その中の1項目に三重県中小企業・小規模企業振興条例の見直しが出てきました。私もこの要望に対して同感の思いを強くしているところで、ちょうど1年前になりますが、予算決算常任委員会の決算総括質疑の中でこの見直しも質問したところでした。当時、松下部長の答弁では、条例が10年を迎えて、ちょうど見直しの時期には来ていると思うが、今後どのように検証していくかも含めて検討すると、何といたしますか、やや前向きな答弁があったと思いますが、あれから、もう1年が過ぎてしまいました。

そこで、改めてお伺いしたいが、国からは、この3月に小規模企業振興基本法によります基本計画の第Ⅲ期が出てきておる、こういうことも踏まえまして、これまでの10年間の県の取組を総点検と検証していただいて、条例の

見直しをお願いいたしたいと思えます。

私として特にお願いしておきたい点は、現行の条例の前文に特に小規模事業者に配慮するという言葉が記述されています。これ、重要な意味が含まれておると思えます。県内の85%の小規模企業、そして、県経済に貢献しておる小規模事業者、こういったところに対する振興施策の一層の拡充をこの条例の見直しの中に盛り込んでいただきたい。

そして、また、国の小規模企業振興基本法の中で、先ほど申し上げました基本計画の策定というのが5年ごとに決められておるところでございます。これも参考にしていただいて、次の見直しにおいて、県条例にこの小規模企業振興基本計画策定の規定をぜひ盛り込んでいただくようお願いしながら、県の対応を伺いたいと思えます。いかがでしょうか。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） ただいま、議員のほうから、三重県中小企業・小規模企業振興条例の見直しの県の考え方についてということでお尋ねいただきました。

県では、中小企業・小規模企業の振興施策を総合的に推進するため、三重県版経営向上計画というものがございしますが、その創設などをうたう三重県中小企業・小規模企業振興条例というのを平成26年4月に施行しましたが、その後、令和2年3月には、社会情勢の変化を受けて、SDGsの視点や情報通信技術の活用を追加するなどの所要の改正も行ったところでございます。

県では、本条例に基づいて、これまで様々な取組を進めてまいりました。例えば、本条例の施行とともに取組を始めた三重県版経営向上計画におきましては、今年9月末現在で累計8319件の計画を認定しておりまして、中小企業・小規模企業が自社の経営課題や目標を明確化することにつながっていると考えております。

一方で、中小企業・小規模企業を取り巻く情勢は、米国関税や長引く物価高騰、賃上げへの対応、労働力不足など、一段と厳しさを増しているというふうに考えております。

また、議員からも御紹介がありました。国では、今年3月に小規模企業振興基本計画の第Ⅲ期を閣議決定して、新たに重点的に取り組む項目として、経営者が経営に必要なスキル等を学ぶことの重要性でありますとか取引適正化の取組などが盛り込まれて、現在、関連規定等の改正が国において進められているという状況でございます。

こうした取り巻く状況の変化を受けまして、本条例の実効性を改めて確認するために、まずは事業者の置かれている現状や課題をしっかりと調査、検証する必要があると考えております。

一方、これまで小規模企業に特化した調査分析が十分ではありませんでした。こういうことから、今年度、商工団体等へのヒアリングでありますとか、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会での意見交換などの調査を進めているところでございます。

今後はさらに、経済社会環境の変化による影響、課題解決に資する支援、これまでの施策の効果などに関しまして、机上調査に加えて、実際の聞き取り調査も進めていきたいと考えております。これらの調査結果や国の小規模企業振興基本計画などを踏まえまして、支援の在り方について、今後、十分な検証を行っていきたいと考えております。

こうした検証を進めていく中で、条例の見直しの方向性というものが視野に入ってくるんじゃないかというふうに考えておりまして、先ほど議員から御提案のございました、小規模事業者の打ち出し方ありますとか国の計画、こういったものについても頭に入れながら検証作業を進めていきたいと考えております。

なお、調査、検討をしている間にも、もちろんのことではありますが、中小企業・小規模企業への支援策については、止めることなくしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） 松下部長、ありがとうございました。見直しを視野に入れて、今後、調査、検証を進めていくと、こういうように答えていただいた

かなと思います。ぜひともよろしく願い申し上げます。

次、3番目、宮川流量回復と水質改善に入ります。

さて、これでございます。(パネルを示す) これ、前にも使いました。見た写真やと言われるかも分かりませんが、ネコギギでございます。このネコギギがいる清流宮川、宮川を日本一にしていこうと、こんな思いしております。

ネコギギは、伊勢湾と三河湾に流入する河川にだけおるナマズ目ギギ科の淡水魚でありまして、国の天然記念物であります。レッドデータブックの絶滅危惧ⅠB類というようなことでありまして、オオサンショウウオはⅡ類ですから、それよりさらに上のランクでございます。東海地方しかいないこの天然記念物をいかに守っていくかということは大変重要であろうかなと思っておりますが、県の教育委員会に聞いてきましたら、員弁川水系、鈴鹿川水系では、いなべ市が放流による再生をしておられる、亀山市も放流、鈴鹿高校も、学校で飼って放流を頑張ってもらっているということでございます。

雲出川水系にもいます。榎田川水系にもいます。そして、私が今日議題とします宮川の宮川水系にも、今のところ、たくさんじゃないかも分かりませんが、結構おると、こういうところでございますが、現実は大変厳しいわけです。どのようにネコギギを守っていくか、そして、増やしていくかということとともに、この清流日本一を守る質問をしたいんですが、今日は、このバッジを胸につけてまいりました。(パネルを示す) 教育委員会がこういう啓発のバッジを作っておられるということでございますので、赤い羽根も大事でございますけれども、ぜひとも、この天然記念物のバッジで啓発をよろしくお願い申し上げたいと思います。

もう一つ、先月、大杉谷自然学校へ行きましたらTシャツが売ってましたので購入してまいりました。(パネルを示す) こういうネコギギのTシャツでございます。着ておるのは私でございますが、似合わないで顔はカットいたしております、というところでございます。

それから、最近、三重県漁業協同組合連合会の予算聞き取りがございました。その漁連の中に鳥羽磯部漁業協同組合の組合長がおられて、意見を述べておられましたけれども、五十鈴川河口が閉塞しておりまして、そして、航路のためのしゅんせつをされたそうです。そうしたら、あの五十鈴川、清流ですから、清流が伊勢湾に流れ込んできました。そうしたら、その河口の今一色のあたりの漁場が大変よくなった、貝もノリもよくなったということでございますが、鳥羽磯部漁協の組合長は、その影響でこの鳥羽のほうにその効果が出てきたということで、河川の水が海の環境に及ぼす影響というのがやっぱりあるんだなということ、その組合長のお話から改めて聞かせてもらうようなところでございます。

さて、清流日本一宮川を目指す流域市町長からの宮川ダム直下每秒2トン放流要望というのがあります。これは、かつて宮川流域ルネッサンス協議会を構成する7市町長と鳥羽市長が令和5年11月に一見知事に対して流量回復の要望を提出しました。

流域関係市町長が訴えている要点ですが、平成12年に宮川流域市町と県が参画して宮川流域ルネッサンス協議会が設立された。平成23年には、清流日本一の宮川を取り戻していこうと、県知事と関係7市町長の合同で高らかに宮川流域宣言が掲げられた。このことを踏まえて、今回の要望の主題は、宮川流域ルネッサンスで決定した宮川ダム直下每秒2トンの放流の早期実現であり、改めて、三重県もルネッサンスに参画した団結を、この際、呼びかけておるわけであります。

その後、かなり時間がたちまして、令和6年3月に県からの要望に対する回答が出されました。しかし、県の回答は2トンの要望に対して全く無回答であり、清流日本一に選定されなかったことにも回答を避けているようです。一体どうなっているのか、県の姿勢を疑いたくなる思いがしております。

この際、率直に言わせてもらえば、ここまで来てしまったのは、今日の状況に至るまでの対応力と判断力の欠如ではないだろうかと思えます。宮川流域ルネッサンス事業を立ち上げ、市町を巻き込んで進めてきた県の取組経緯

を踏まえて、流量回復と水質問題における県の取るべき責任はいかなるものかということをお聞きしたい。

また、宮川流域ルネッサンス委員会水部会からの再現渇水流量2トン、県が認めた目標であることと、宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議は、宮川上流部の再現渇水流量毎秒2トン実現のためのプロジェクト実行組織であることの確認をいたしたいが、いかがでしょうか。

そして、最後に、流域7市町長と鳥羽市長からの要望について、今後どのように対処していくかについて伺います。お願いします。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（生川哲也） 宮川の流量回復、水質問題における県の責任の考え方、宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議の位置づけ、さらには、流城市町等からの要望への対応状況についてお答えいたします。

宮川の流量回復につきましては、宮川流域ルネッサンス委員会水部会での検討も踏まえて、平成9年度のルネッサンス事業開始から取り組んできた重要なテーマでありまして、県としてこれからもしっかりと取り組んでいくべき課題と認識しております。

令和2年11月には、宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議を設置しまして、宮川ダム直下から三瀬谷ダムの間のよりよい流況に向けて、将来の宮川ダム直下毎秒2トンに近づけることができるよう、様々な視点から検討を行っておるところです。

令和5年11月には、関係市町から宮川ダム直下毎秒2トン、粟生頭首工直下毎秒5トンの早期実現などに関する御要望を、また、令和6年7月には、中長期的なスケジュールの提示と、利水者や関係市町に鳥羽市を含めた関係者との意見交換会の早期開催に関する御要望をいただきました。これらの要望を受けまして、初めて本年3月に、これまで開催していなかった利水者と全ての関係市町で構成する意見交換会を開催したところではあります。

その後、今年度になりまして、利水者のうち、中部電力株式会社と県との意見交換は5回開催しており、これまでにない頻度で行っているところではあります。

これまで積み上げてきました取組を基に、よりよい流況の実現に向けまして新たな議論が動き出しております。

中長期的なスケジュールにつきましては、利水者や関係市町との意見交換を長年にわたり随時実施しておりますが、いまだお示しできるまでは至っていないのが現状でございます。

今後も河川の水質や流量、アユの生息環境などの調査結果を蓄積するとともに、宮川流域宣言に記載されている地域の皆様の思いを踏まえまして、引き続き丁寧に関係者と意見交換を続けてまいります。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） 生川部長、御答弁ありがとうございました。今までの課題、私がかもやもやとしておったところについて、県のほうでしっかりと取り組んでおられるという、誠意ある御回答をいただいたかなと思います。課題がたくさんあるのも承知しておりますが、今後、引き続き、この点についてお取組をよろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、あと2点あるんですが、宮川ダム湖及びダム直下の水質悪化と環境保全対策ということで、これは県土整備部にお伺いすることになるのかなと思います。昨年の9月に一般質問の中で宮川ダムからの放流水の水質改善について質問をいたしました。大杉谷自然学校で毎年8月に開催される親子での川遊び体験学習の中で、水を飲み込んだときの体調不良を起こしかねない水質の悪化状況を懸念していろいろ提起いただいたことについて質問いたしました。県土整備部長の答弁では、月に1回、ダム直下の放流水質の調査の中で、8月に実施した調査では、BODなど、一部の項目において環境基準を超えている数値があるが一時的なものと考えており、今後も定期的に調査をして、調査結果が頻発化、長期化すれば対策を検討していきたいという答弁でございました。

先月、自然学校へ行きまして、改めて今年の川遊び体験学習状況を聞いてみると、今年も猛暑が続いて、河川環境、水質悪化も大変心配していたが、7月中旬に本県や大台町に大量の降雨があつて、ダム湖からの事前放流もな

されたためにダム湖の貯留水の入替えが進んだらしくて、運よく水質が改善して、体験学習に大きな支障がなくてよかったと言っておられました。

しかしながら、今年はたまたま昨年に比べて悪くなかったという結果であり、僅か毎秒0.5トンの少量の維持流量と慢性的な水質悪化が続いているダム貯留水の状況が続く限り、この水質問題は延々と続く難問であります。ダム管理や放流操作にも支障になってくるのではないかとというようなことで、根本的な対応が急がれるところでございます。

そこで、令和7年度の水質調査の結果と河川状況について伺うとともに、今後のダム湖及びダム直下の河川環境保全対策について伺います。

そこで、（パネルを示す）またこの写真を持ってきたんですが、これは、伊賀の川上ダムの堰堤から放流している二つの口の放流水の状況でございます。見て分かるように、色、状況が違うわけでございます。奥のほうの白い水は、管路バイパス、または、清い水と書いて清水バイパスとも呼びますが、この川上ダムに注ぐ川上川のダムの上のほうから取水をいたしまして、延々と管路で堰堤まで持ってきて、放水するわけでございます。手前の放水は、この堰堤に沿って造られた選択取水塔からの水でございます。清水バイパスは、下流に住むオオサンショウウオの保全のために、この水を追い足してやっておるということで、大分県の日田市のほうにもこういうダムがあるらしいですが、今、時代は環境に向かってこのように動いてきておるわけであります。

今後の取組として、国土交通省のダム再生ガイドライン等を活用して環境に配慮したダムの機能向上を図り、ダム湖及び周辺河川対策を進めていくことを提案します。特に、懸案の清水バイパス設置などについては、来年度の調査事業にできればやっていただけないか、このように思うんですが、いかがでしょうか。

お聞きしたいところなんですが、時間の関係で次の水利権も一緒にさせてもらいます。

次期宮川ダム発電水利権の更新です。

昨年の6月に村林議員が本会議で宮川の流量回復について質問されました。質問の最後に提言をされまして、その提言は、次期水利権の更新時に流量回復分の確保を目指すというものでございました。大変重要な、有効な提言だと感心しました。今回、村林議員の了承をいただきまして、私はその続きを質問させていただきたいと思います。

現在、宮川ダム発電水利権は、平成24年に更新されて、令和14年までと聞いております。平成24年当時、発電事業者は県企業庁でありまして、許可権者は国土交通省でございます。そこに申請して許可を受けたと思われませんが、その当時、県庁内、もしくは、県議会でどのような議論があったのか、私は恥ずかしながら思い出すことができないんです。ちょうど発電所の民間譲渡の議論の真ただ中でありまして、それだけに、その時点で再現渇水流量の議論がどうなされたのか、また、当時の知事が国交省にどのような意見を申し述べられたのか、今頃になってですが、大変気にしておるところです。

そこで、次期更新が7年後に近づいてきております。今後の取組や手続がどのように進められていくのか伺うとともに、宮川流域ルネッサンス事業から30年間にわたり、先ほど部長もおっしゃられました、県と市町と流域関係者が協働で取り組んできた清流日本一宮川の流量回復、水質改善のこの県民、県の思いとして、これから、水利権更新時にその意見を国交省へ届けていただきたい、そして、令和14年の発電水利権延長時の条件として、次回許可時に回復放流量を条件づけられるように、これから国交省のほうへお願いと交渉協議を進めていただきたいと思います。時間が少ないんですが、御回答をよろしく願いいたします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました宮川ダムの水質の話と、あとは、次期の宮川ダム発電水利権の更新についてお答え申し上げます。

まず、宮川ダム湖及び直下の水質の悪化と環境保全対策についてでございます。

県が管理する宮川ダムにつきましては、毎月1回、ダム上流部、ダム湖内、

ダム直下の3か所で水質の調査を実施しております。昨年度の水質調査結果につきましては、ダム湖内のBODのみ環境基準を上回りました。ダム直下につきましては、年間を通じて判断することとなっている環境基準を満たす結果となりましたが、7月には大腸菌が、8月にはBODが基準値を超過いたしました。

今年度のダム湖やダム直下につきましては、これまでのところ、BODや大腸菌が基準値を超過している月があります。

議員御懸念のダム下流でございますけれども、こちらにつきましては、BODが5月に、大腸菌が7月に、一月でありますけれども基準値を超過いたしております。我々としては今後の調査結果を注視してまいりたいと考えております。

環境保全対策への取組についてでございますけれども、引き続き選択取水設備の適切な運用を図るとともに、定期的に水質調査を行い、水質悪化が頻発化、長期化している状況が確認されれば、議員からも御説明いただきましたとおり国土交通省が作成しておりますダム再生ガイドラインや他のダムの事例も参考にしながら、河川管理者として水質改善対策について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、お尋ねいただきました次期の宮川ダム発電水利権の更新についてお答え申し上げます。

一級河川宮川の水利使用は、1000キロワット以上の発電のための特定水利使用でありまして、河川法第23条、これは流水の占用の許可でございますけれども、こちらの処分権者は国土交通大臣となっております。

また、発電に係る宮川第一発電所及び宮川第二発電所の許可期間は、平成24年4月1日から令和14年3月31日までの20年間でございます。河川法第36条によりますと、国土交通大臣は、水利使用に関し、第23条の許可に係る承認の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならないと規定されているところでございます。一級河川は、国土保全上、または、国民経済上、

特に重要な水系に係るものであり、その管理は広域的に行わなければならない、当該処分に対する意見も、より広域的な立場から関係都道府県知事の意見を聴くことが必要とされているところでございます。

このようなことから、許可更新を迎えるに当たりまして、国土交通大臣から関係都道府県知事に対する意見聴取の際には、県として、地域の声も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

[45番 西場信行議員登壇]

○45番（西場信行） ありがとうございます。

藤井部長にお答えをいただきました。これから7年後でございますが、今後、またそのときに知事のほうから三重県としての意見を述べる機会があるということでございますので、それに向けて、県としてしっかり取組をしていただきたいなど、このように思っております。着任早々で申し訳ないんですが、三重県が約30年間取り組んできたこの宮川の再生、ルネッサンス事業のこれまでの経緯も踏まえていただきまして、この思いをしっかりと酌んでいただいて、これから清流日本一の回復を目指すために、この水利権に向かって、また県土整備部長としての御努力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

宮川ダムというのは、70年近く前にできたんでございますが、これは、もう、極めて特異なダムでございます。120平方キロメートルあるその流域面積に降った雨、これは、大杉谷は年間4000ミリとも言われておりますが、そこまでないにしても、3億トンから4億トンの水をためるダムでございます。しかし、そのダムのほぼ100%に近い水を発電として利用し、それを本流に戻さずに熊野灘へ放流するという、流域変更のダムでございます。濁り水を紀伊長島の漁場へ流すわけにもいきませんので、濁りを流せないとかいرونなところで、台風の水とかは本流へ流さざるを得ませんけれども。

今、およそ3億トンから4億トンのこの水のうち、発電に使われる水は平均的に3億トンぐらいであると言われております。東京ドーム1杯が120万トンとすれば、これで250杯の水でございます。平均的な話をしますと、1

日半で東京ドーム1杯の水が、その流域へ流さずに変更されるという状況で、それが70年間ですから、この70年間で約200億トン、恐らく、三重県周辺の伊勢湾の水を入替えできるほどの量が、そのようになっています。このことが、河川環境、海の環境にどう影響を及ぼすかということも含めて、宮川総合開発で得た効果といたしますか、我々が得た実績は高く評価しながらも、そこから出てきたこの環境問題という負の遺産を、できるだけ我々は、これを回復していかねばならないと、このように思っております、流量回復、水質改善に取り組ませていただきました。

今日は、全般的に多くの前向きな答弁をいただいたと思いますが、なかなか解決までには道のりが遠うございます。今後ともよろしくお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

今日は、どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。17番 廣 耕太郎議員。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○17番（廣 耕太郎） 改めまして、こんにちは。新政みえ、伊勢市・鳥羽市選挙区選出の廣耕太郎でございます。よろしくお願いたします。

一見知事、アイコンタクトをさせていただきましたけど、何かよう分からんかったですね。お互い、今年度、63歳になるわけでございまして、先回も言わせてもらいましたが、60も越してくると、だんだん緊張しなくなるんですね。そういうことを言ってしまったら後援会から叱られまして、もっと緊張感を持つというふうに言われたんですが、緊張せえへんものを緊張しろと言われても、もうなかなか難しいんですね。そんなに器用じゃないし、人生の生き方も不器用やし、これは仕方ないかなというふうに思っていますが、私なりのやり方で進めていきたいと思っております。

先回も言わせてもらいましたが、私の友人のN山君、幼稚園からの同級生で、私の主治医をしてもらっていて、2人で飲みに行っているときに、一見知事と高校のときの友人で、高田高校ですか、友達の友達だけけど友達ではないというふうなそんなことを言われたわけですが、それも仕方ないと。先日、何か会われたそうですね。N山君と久しぶりに会われたみたいで。何か私の悪口を言っていたんですか。言っていない。失礼しました。私の聞き違いですね。

情報というのは、いろんな情報があります。また後から言わせてもらいますが、情報が氾濫しておって、何が正しいのか何が間違っているのか、フェイクですね、取捨選択を自分でしなければいけない、非常に難しい時代に、今、入ってきたなという感じはしております。

今日は、四つの質問をさせていただくわけですが、前回、四つと言うて二つしかできなかつたものですから、今回は、ちょっと急ぎながらさせていただきたいと思っております。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

一番最初は、新型コロナの関係、新型コロナとワクチンについてということで、もうこれ、今回で5回目ですか、私、新型コロナが出てからずっとこの質問をさせてもらっております。今回は、これでもう最後にしようかなというか、知事、思い切りうなずいていますけれども、総括というか検証も含

めてちょっと質問をさせていただきたいなと思っております。

そもそもこのコロナウイルスですが、私も専門家ではないもので詳しいことは分かりませんが、何でもコロナと言うのか。これは、電子顕微鏡でコロナウイルスを見ますと、丸い形をしておいて、周りにとげがびゅっと出ておると。これがまさに太陽のコロナの形やということで1967年、コロナウイルスというふうに名づけられたそうです。ウイルスは、型としまして、大きくDNAとRNAという二つに大きく分かれるそうですけれども、コロナウイルスの種類は70種類ぐらいあるというふうに聞いております。これは、人間以外の全ての動物も持っておるといことなんですね。

新型コロナウイルスですけれども、年次を追ってちょっと言いますと、2019年の12月31日、中国の武漢、ここで見つけて、それから、ウイルス学者が研究に入ったみたいなんですけれども、日本では、2020年の1月15日に、武漢に滞在しておったという人の感染が初めて確認されて、第1号の感染者になったと、そういうことでございます。

それから、日本のウイルス学者の方も、もうずっと研究しておったんですが、なかなか人にどういうふうに影響があるかというのが分からなかったみたいなんです。2月に、あの船、ダイヤモンド・プリンセス号、ありましたね。船が横浜に接岸しまして、皆さん、あのときのイメージ、どうでしたか。物すごく人が亡くなって、物すごい怖いもんですよ。分かりませんからね、どんなウイルスか分かりませんから。あれ、映画にもなったんですね。映画にもなって、船の中でばたばたと亡くなっておられると。一体どんなウイルスなんや、どんだけ死んでいくんやという話ですね。ですから、もうあの映画では防護服ですか、本当に月にでも行けるようなあんな服を着て、ぱっと、みんなで行ったわけですね。

それで私は、イメージ的には物すごく人が死んだ、物すごい怖いというイメージがすごくあったわけなんです。この2月のダイヤモンド・プリンセス号のときにも、にゃんこ先生というんですか、宮沢孝幸先生がそのときに、あのときでも分かったと。何が分かったかということ、弱毒性である、感染し

でもあまり発症しないというのが分かったと言うんですよ。私は、え、そうだったのかなというふうに思うんですけども。実際、3800人ぐらいの乗客で亡くなったのが13名ということですね。ですから、致死率としてはSARSの3分の1ぐらいになるんだそうです。そうやったんかというふうな気がするんですけども。

ただ、それから、ずっと感染者が増えまして、亡くなる方も増えたということで、すごい数の死亡者やというふうな話もあったんですが、前回、これも厚生労働省のお達しの文書を全部出させてもらったんですけども、字がちっちゃいもんでよう分からんというのですから、ちょっとこれ、要約を出させてもらいますが、（パネルを示す）これは、令和2年6月18日に厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策推進本部というところから各市町にお達しがあったんですけども、どういうお達しかといいますと、新型コロナウイルス感染症のときにPCR検査をしますね。PCR検査をしたときに陽性というのが分かるんですが、陽性者が亡くなった場合、厳密な死因を問いませんと。もう全部、これ、新型コロナで亡くなった死亡者として公表するようにお願いします、こういうふうなお達しがあったんですね。

これも前回言いましたけど、これを出されると、はっきり言って、がんで亡くなった方も、脳卒中で亡くなった方も、心不全で亡くなった方も、また、交通事故で亡くなってもPCR検査をしたら陽性だった。だから、先ほども言いましたように、感染しても発症しない方が多いもんですから、みんな、うつっているんですね、多分ね。少なからず新型コロナウイルスが、もう体に入っているんだと思うんですが、だとしたら、全部が新型コロナウイルスで亡くなったというふうにカウントすると。こうすると、かなり増えるんですね。

だから、怖いよ怖いよというふうに、もういっぱい死んでいますよということや、ずっと何回も何回も言われると、これは怖いもんだ、私も以前、広告代理店におりましたものですから、いわゆるザイオンス効果とかサブリミナル効果なんていうんです、何回も反復してちらちら見せて聞くことによって、

もう洗脳するというか、新型コロナは物すごい怖いんやというふうなイメージを植え付けるわけですね。

それを考えたときには、いや、ちょっと待てよと。例えば2009年、あのときは新型インフルエンザ、こんなのありましたね。物すごい猛威を振るって、海外でもいろんな方、たくさんの方が亡くなったという話だったんですが、何せこのときでも、一番最初は致死率が30%ですよ。橋下徹さんが大阪府知事の頃かな、何かそんなのを言っていました。30%、えらいことやと、これは大変なことやって言うて、学校も全部休みやという話だったみたいなんですけど、タミフルとかリレンザとか、ああいう薬がもうもてはやされて、私も買いに行った覚えがあるんですけども、だから物すごい怖いといいながら、結果的にはこうだったと。

だから、皆さんもちょっとよく考えてください。皆さんの周りで、親戚で、身内ですね、新型コロナウイルスでどれだけの方が亡くなりましたか。新型コロナで入院して、いや、近所の人、新型コロナで亡くなったわ、うちの親族、亡くなったわというの、ありますか。私は、聞かないんですね。だから、本当に怖かったことも、確かにかかったらえらいですよ、あれは。かかったらすごい苦しいし、私の友人もかかって、味覚障がいになって、えらい目に遭うたというふうな話も聞きます。確かにえらい。

しかし、はっきり言って、2020年の初め頃には、もう、子どもは亡くならないとか重症化しないとかいうことが分かってきておっらしいです。これは、尾身茂さんですか、も言っていました。

だから、一体何だったんだろうな。もしかして何も言わなかったら、報道がなかったら、いや、今年の風邪はえらかったわって済んでいたのかもしれない。これは分かりません。ワクチンが効いていたもんで、こんで助かったかもしれない。それ、分からないんですね。そういうことを考えずに、どうなんですか、一体何だったんだろうな、あの新型コロナってというのをふわっと考えたときに、どんなイメージ。ちょっと知事にお聞きしますが、ふわっと考えて、新型コロナってどういうもんだったんか、ちょっと所見をお

聞かせ願いたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） まず、新型コロナでお亡くなりになられた全ての方にお悔やみを申し上げたいと思います。加えまして、今も後遺症で苦しんでいる方がおられると思います。お見舞いを申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症はどんなのやったんかということですが、振り返りますと、2020年の1月ぐらいから国内に新型コロナウイルスが入ってきたということでありまして、私は当時、国土交通省の自動車局長をしておりました。議員御指摘のクルーズ船、ダイヤモンド・プリンセス号、横浜港の岸壁に着きましたけれども、あれは沿岸国としての責務を果たすということで岸壁に入ってくるのを許したということなんです。乗船者約3700人のうち、712人が感染をして、13人がお亡くなりになりました。死亡率は0.35%、1000人のうちの4人、これを多いと見るか少ないと見るかですが、当時、海上保安庁も防護衣を着て、ダイヤモンド・プリンセス号からの感染者を巡視艇に乗せる、そして、我々も岸壁に着いたダイヤモンド・プリンセス号から政府機関に運ぶためにバス会社に依頼をして、自動車局としてもまた対応したというのを覚えております。

また、その年の4月の末から5月にかけてですが、私の所管している自動車局内で法律を3本対応しないかんということで、国会対応がございました。そのときでも、国会は閉じていなかったですね。その議会答弁をつくるために徹夜徹夜の連続でありましたが、新型コロナの感染者が出まして、管理職ですが、3週間程度ですかね、入院をしておりました。私の直接の部下ですから、2日に一遍ぐらい電話して大丈夫かという話をしましたが、息ができないような感じです、呼吸が非常に苦しいですという話をしております。幸いなことに退院はできましたけれども、長らく健康を取り戻すのに時間がかかっております。

事ほどさように新型コロナウイルス感染症は感染力が非常に強いということ、それから、免疫を我々は持っていなかったということで感染が一気に

広まりました。何度も波を繰り返したのは、皆さん御存じのとおりであります。

また、残念ながら、人々の分断も生みまし、差別も行われました。官邸から連絡があって、医療従事者の方々に対するタクシーの乗車拒否、これがあるということで、私どもがそれに対して処分をするということもありません。かなりの混乱、不安があったと思います。

知事に就任をさせていただいたときが令和3年でございましたけれども、第5波の最中であつて、その8月、9月頃には、中等症Ⅱの人、中等症Ⅱというのは、これ、酸素投入が必要なんですけど、その方が入院をできずに、三重県内で52人の方が自宅でおられた。恐らく、呼吸はかなり苦しかったと思います。亡くなられる事例も残念ながら出ておりました。それを受けて、臨時応急処置施設ですね、酸素ステーションといいます、それを開設させていただきました。

そういう対応をやつてまいりましたので、新型コロナはどんなやつたやろうというのはなかなか難しいんですけども、インフルエンザに比べても感染力が高いし、死亡者数は高いと。令和6年の人口動態調査の結果ですけども、新型コロナの死亡者数とインフルエンザの死亡者数を比較しますと、新型コロナが12倍ほど高いというふうに言われています。

したがって、感覚的に言うと、非常に怖い感染症なのではないかなというふうに思っております。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

本当に怖くはないということはないんですけども、先ほど、知事からインフルエンザの話が出ました。確かに、インフルエンザの12倍というような話もありましたが、先ほどの私が出したあいうカウントの仕方、これまた変わったか分かりませんが、そうすれば、かなり数は大きくなつてたんじゃないかなという感じもしないこともありません。

ただ、インフルエンザの場合は、小さな子どもも亡くなるんですね、小学

校の子ども、高校の子ども。しかし、この新型コロナでは、10代、20代、30代、10代以下、30代までの人は、重い疾患を持っている方は別ですが、健康体な方は、子どもたち、30代までは1人もなかったと言い切ってもいいぐらいだというふうに言われております。

では、いろんな時代がありました。確かに差別もありましたね。私の家の周りでも、県外ナンバーの車を見ると、入ってくるなというようなことを言っていた時代もありました。その新型コロナの対応ですね、対応もちよっと時系列に言わせてもらいますと、まず、安倍元総理が2020年の2月27日に発表しまして、3月の2日から春休みいっぱい、ずっともう休みにしてください、小・中・高校に、それは要請をしましたね。これも仕方ないかなという気はします。まだどんなウイルスかはっきり分かっていない。だから、そういうふうにはせざるを得なかったというのは私も分からないことはないんです。

しかし、そのときも一番困ったのは、やっぱり共働きといいますか、働いているお母さん方が、小学校の子ども、1年生、2年生の子どもが、もういきなり休みになるから仕事に行けなかった、大変なトラブルがあったというふうな話も聞いております。でも、これも仕方ないかなという気もしますよね。

4月7日から5月6日まで、いろいろそういうことがありまして、12月28日から1月の末までは、外国人の入国の停止ですね、入国停止をされましたということです。

2021年1月8日から2月7日は、いよいよといいますか、緊急事態宣言を出して、そして、2月14日にワクチンが承認されて、医療関係者がまずワクチンを接種、それから、4月からは高齢者から順次ワクチンを打ったわけですね。

この緊急事態宣言も本当によかったのかどうか。例えば奈良県、あのときは荒井知事ですかね、奈良県は緊急事態宣言を一切出さなかったんです。感染者が増えたかどうか、最初は増えたのかもしれませんけれども、終わっ

てみれば、そうでもなかったと。緊急事態宣言を出さなかったから、私も大阪に行った帰りは八木で降りて、八木で1杯飲んで飯食って帰ってきたと、そういうこともしていましたから、それで、そのときも、すごいにぎわいでしたね、にぎわい。すごいにぎわいだって、これ、大丈夫なんかなというふうに思ったんですが。私、奈良県にもちょっとお聞きしました。担当者が出られて、あのとき、どうだったんですかって聞いたら、いや、兵庫県、それと大阪府、その辺りの府県と比べてどうだったのかといいますと、実は少なかったと。奈良県のほうが少なかったんだと。そうですかと。岐阜県や滋賀県よりも少なかった。ただ、三重県よりは若干多かつたらしいんですね。だから、三重県は、緊急事態宣言を出して正解だったのかなとは思いますが、ただ、緊急事態宣言を出したから、いろんな小さな店とか飲み屋とかが潰れていったとかいう話も聞きます。経済的な打撃はあったんじゃないかなというふうに思っております。

そういうふうにして、4月、高齢者からワクチンを打ち始めて、10月には2回接種が、もう80%に達したということでございまして、一応、そのときは、緊急事態宣言は解除になったと。

それから、11月になったらオミクロン株になりましてね、それは、弱毒性です。強毒な場合は死んでしまいますから、それ以上広がらない。しかし、弱毒性の場合は、物すごい感染力で広がるんですね。じゃ、重症化率というのは、もうインフルエンザの10分の1ぐらいですか、低いんですね。でも、感染力があるというようなことでもございました。

2022年8月19日、もう物すごく広がって、26万1343人が感染して、そこから徐々に減って行って、そして、2023年5月8日に5類に変わったと、こういう経緯でございました。

その間、いろんなことがありましたね。いろんなものが中止になりました。例えば、これですね。（パネルを示す）選抜高校野球と夏の甲子園、新型コロナで開催中止になってしまいましたね。これ、2020年の3月11日の選抜高校野球と2020年の5月に決定しました。甲子園が中止になったと。

いろんなことをしていました。（パネルを示す）これは、食べずに見守る流しそうめん。見ているだけです。何で見るだけなのかなという気がしますけど、こういうこともしました。

楽しい学校給食。（パネルを示す）もうこのときはこんなことしなくてもよかったんですけども、こういう感じで、皆さん給食を食べておったというふうなことでございます。

ここで、子どもたちの思い出というか、運動会もそうですし、文化祭もそう。何よりも修学旅行。こういうことがことごとくなくなっていったと思うんですが、三重県としては、私も知らないんですが、ちょっと教育長に教えてもらいたいんですが、三重県の小・中学校で、催物がどれぐらい、いつ、どういうふうになくなっておったか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（福永和伸） 新型コロナウイルスの感染拡大は、学校教育にも大きな影響を及ぼしました。令和2年春の一斉休業を皮切りに、その後も多くの教育活動が制限される中、修学旅行や文化祭といった学校行事の実施についても、子どもたちの安全・安心を最優先に工夫して対応しました。

まず、修学旅行ですけれども、国が示したガイドラインに基づきまして、各学校では感染防止対策を徹底しながら修学旅行が実施できるように努めました。令和2年度が最も影響が大きくて、実施予定でありました小・中学校495校では、中止こそなかったんですが、8校が翌年度に延期、449校が行き先を県内に変更しました。

高校では、実施予定であった51校のうち、5校が中止、29校が翌年度に延期、6校が近隣府県への行き先に変更しました。

令和3年度には状況は改善しまして、小・中学校での中止や翌年度への延期は、それぞれ1校のみにとどまりました。

高校では中止はなくなりましたが、19校が翌年度に延期、8校が行き先を変更して対応しました。

令和4年度は、小・中学校で翌年度に延期したのは1校のみ、高校でも行

き先を変更した学校が9校あったものの、中止や翌年度への延期はなくなりました。

それから、運動会、体育祭、文化祭ですけれども、体育祭、文化祭などの学校行事も、県のイベント開催基準や指針に沿って、換気や施設消毒など、感染防止対策を徹底の上、多岐にわたる制限の中で行われました。

これらの行事について、中止に至った学校の数は把握できていませんけれども、多くの学校では、規模を縮小したり内容を変更したりして対応しました。例えば、小学校では、運動会を1日開催ではなく半日で終えたり、高校の文化祭では、調理を伴う模擬店を取りやめたりするなどの対応がありました。また、体育館での合唱やダンス発表では、会場への入場者数を制限するといった対策も取られました。

学校行事の実施について、保護者からは、安全面を心配し中止を求める意見と、子どもたちの思い出のため開催を望む意見の双方が寄せられました。教育委員会としても難しい対応となりましたけれども、各学校から安全対策を丁寧に説明し御理解いただくことで、できる限り教育活動を継続してきたところでございます。

教育の状況は以上でございます。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

本当に子どもたちの思い出がかなり少なくなってしまったんじゃないかなというふうに思いましたが、これ、先ほども言わせてもらいましたが、尾身茂さんが、もう早い時期に子どもたちには影響ないというふうなことを学会では言ったんですが、マスコミでは全く取り上げられなかったという話ですね。最終的には、マスコミ、報道がどうだったかなという気もするんですが、先ほども言わせてもらいましたが、緊急事態宣言、奈良県がやらなかったけれども、大阪府や京都府や兵庫県より、比べたら少なかったということなんです、ですから、またこういうことあったらばですよ、一旦立ち止まるということも必要ではなかったのかなと私は思うんですね。報道でぶ

わっと流されて、それで行ってしまうんだけど、いや、ちょっと待てよと。よくよく考えて、いろんな情報を入れた場合、もうここまでする必要はなかったんじゃないかなというふうにも思うんですが、知事、どうでしょうか、お考えをお聞かせください。

○知事（一見勝之） 私が知事に就任する前から、新型コロナの対応をやってこられまして、私が知事に就任させていただいてから、令和3年10月ですが、みえコロナガードということで、医療機関の充実など、それからアラートの発出、そういったことをやってまいりました。

コロナ禍の中では、先ほど教育長も答弁申し上げましたけれども、感染の対策と、それから社会経済活動、あるいは学校活動、このバランスというのが非常に議論になったところまでございまして、その都度その都度、知恵を絞りながら三重県でも対応してきましたし、国全体でも対応したところであります。

ちなみに、まん延防止等重点措置というのが出されておりますけれども、これ、第6波のときの比較を見てみますと、先ほど議員のおっしゃられました奈良県の例でございしますが、奈良県と滋賀県は、実は第6波のとき、まん延防止等重点措置を出しませんでした。三重県は出しております。人口10万人当たりの感染者数が、三重県は301人、奈良県は620人、滋賀県は500人ということで、奈良県は滋賀県を上回っております。三重県は、滋賀県、奈良県よりも低い数字。

病床使用率は、三重県が56%、奈良県が78%、滋賀県が75%という数字でした。感染者数もさることながら、この病床使用率というところがポイントでありまして、何でいろんな対策を取ってきたかということ、医療提供体制、ここを逼迫化させて、破綻させちゃいかんということやってきたわけです。新型コロナ以外の患者もおいでになられます。病床が全部新型コロナの患者で埋まってしまえば治療ができないと。医療現場の負荷が大きかったのは、皆さん、記憶に新しいところではございますけれども、医療従事者の方々の対応、そして、県民の皆さんの御理解で幸いなことに医療崩壊には至りません

でしたが、その一步手前という状態ではなかったのかなというふうに思っております。

今、三重県の話をしました、日本と外国の比較を見てみますと、100万人当たりの感染者数と死亡者数でいいますと、日本の感染者数は3万5627人、日本を除くG7の感染者数は、日本の3万5600人余に対して21万5851人、約7倍であります。死亡者数は、日本が173人に対して日本以外のG7の国は2020人、かなりの死亡者数を出しながら新型コロナを乗り切ったということでもあります。

日本は、様々な対応について批判もされておりましたが、結果から見ると、新型コロナの対応というのは、最小の被害で乗り越えてきたんじゃないかなというふうには思っております。

三重県は、奈良県や滋賀県と違って、まん延防止等重点措置を取りました。取りましたけど、医療に対する負荷を軽減させるという効果もあって、私は、適切な対応を取ってきたんじゃないかと思っております。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

適切だったかどうか、それは捉え方もあるんですが、先ほど言わせてもらった奈良県の話は、これ、その時点というんじゃなく、トータル的に何かその数字を奈良県の職員から私は聞いたもんですから、三重県よりはちょっと多かったというふうなことではございました。

次、ワクチンのことをお聞かせ願いたいと思っております。

このワクチン、これも総括、検証という意味では、もともとワクチンとは一体何なんやということなんです、ワクチンというのは、大体、10年から15年かけて承認が出るというものですが、今回は、もう半年の特別承認だったということでございました。

ワクチンにはいろいろありまして、私、全部のワクチンが反対という話じゃなくて、今回のワクチンは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思っております、天然痘とかああいうものは、すごくいいワクチン

だったというふうに思うんですけども。

2021年2月14日に承認されてから、17日に打って、4月からは、先ほども言わせてもらった高齢者に打ったと。10月には接種率が8割を超えたということで、そのときもいろいろな話がありました。物すごいたくさんの方が亡くなっているという話もあったんですが、前々回ですか、お聞きしましたけれども、私の考えでは、大体、新型コロナにかかったら苦しくなって呼吸困難で亡くなるんじゃないかなということで、そのときにお聞きしたのが、ECMO、人工呼吸器、これは呼吸困難な患者に対しての最終兵器と言われておって、7割が助かるというような話も聞いております。三重県が管理しておるんですが、5台あったと。5台あって、3年間で何回稼働したんですかというのをお聞きしたら、3年間で5回です。5回、えっ、何でこんなに少ないのかなというふうにもちょっと疑問に思ったわけですね。話によりますと、患者が高齢者の方が多いもんだから、なかなか使うあれがなかったというような話ですが、ちょっと私、それも疑問だなというふうに思いました。

ワクチンですが、（パネルを示す）こういう感じで打ち出したら、もう約4億3632万回ですか、これは世界トップですね。それで、最初、こう言われていましたね、（パネルを示す）有効率が95%やと。有効率が95%であって、それで、感染予防、発症予防、重症化予防、この3本の柱、これですね、3本の矢というのがあります、これが効くんやと。効果は1年以上効いて、2回打ったら、もう終生免疫やと。皆さん、覚えていますか。2回打ったらいいんですよ、2回。最初、そう言っていましたよね。ところが、これを見ると、2回どころか、3回、4回、5回、6回、7回、これは8回ですか、ずっと打ち続けておるんですよ。今では、もう世界の常識ですけども、打つほうが感染する。なぜか。免疫力が下がるからですね。

イスラエルの例なんですけれども、（パネルを示す）これをちょっと見ますと、1回、2回でだんだんと減ってきて、3回目で、もう終わりやろうというのを思っておって、4回目を打ったら、すんと上に上がった、これ、最後。4回目でぼんと上がっていますね。こういうふうになってしまうとい

うことでございます。

今、もう新型コロナは終わったんだろうというふうなことを言われる方、いらっしやいます。確かに、それは、オミクロン株はあるものの、インフルエンザ等の度合いになったものですから終わったというふうに言ってもいいんじゃないかなと思うんですが、ただ、風化させてはいけないのは、やはりワクチンの被害ですね。

(パネルを示す) これは、岡山県の50代の方ですが、1回目、2回目は、何でもなかった。しかし、3回目、会社から絶対打ってくれと。いや、打ちたくないと言ったのに打ってくれと言われて打ったら、頭痛がして、倦怠感があって、発熱、それから発疹が出てきた。これ、水ぼうそう、水膨れみたいですね。これ、もうずっと3年以上続いているんですよ、3年以上。これは、まさしくスパイクたんぱくが原因だそうです。医者は、このワクチン由来のスパイクたんぱくを皮膚で発見したそうです。今でも続いているんですよ。だから、3年以上、スパイクたんぱくが体に残っている。最初はもう3日か4日、長くても1週間でスパイクたんぱくは分解されるというふうには言っておったのに、ずっと残っていると。それで出血の脳卒中の方の19人に8人の方の脳からもスパイクたんぱくが見つかったということでございます。

(パネルを示す) これも、えぐいですね、壊死していますね。こうなっているんです。

こんな方もみえます。一例ですよ。(パネルを示す) この方は、免疫の異常により血小板が減る難病になったと。血尿も出て、かくと、もう出血が止まらない、血が止まらない。なぜか。血小板が減少しているからです。ワクチン接種によっても起こることは厚生労働省も認めているんですけども、今回は因果関係がないと。これは、特発性血小板減少性紫斑病という、紫みたいになっているんですね。これ、かくと血が止まらないという、もう本当にかわいそうな、64歳ですか、この方ですね、(パネルを示す) もう亡くなってしまいました。最後は脳出血で亡くなったということです。

そのワクチンの救済、これですけども、(パネルを示す) 今、もう認定

が9270件になっています、9270。そのうちの死亡認定、最初は全然認定がなかったんですが、今、もう1000人を超えています。この数字は、コロナ禍以前の46年間で認定されたのは3500件。46年間で3500だったのが、もう今、この4年で9270。死亡も46年間で151人しか認定されていなかったのに、もう今は1000人を超えているということです。死亡の報告は2283人。2283人が、その場で見た医師がこれはワクチンですというふうに言うておるにもかかわらず、国は認めていません。半分ですね。私は、これ、2000人どころじゃないと思うんですね。

そもそもワクチンというのは、許容範囲といいますかね、100万人に1人だったら、まず仕方ないって、言い方が悪いかも分かりませんが、許容範囲やという話ですね、100万人に1人ですよ。ただ、日本国民全員に打ったら120人は亡くなるわけですが、しかし、それで助かる方がいるんだったら仕方がないということなんですけれども、前回もちょっと言わせてもらいました、これ、ちょっと数字が低いんですけども、（パネルを示す）本当はもっと多いんですが、これは、超過死亡です。この上の部分ですね。もう毎年10万人以上が亡くなっておられる、超過しておると。ですから、今、もう60万人ぐらいになっているんですね。ということは、100万人に1人、これ、何でこっだけ超過死亡になったのか。何が原因か。ワクチンを打ってからですよ、月々1万人とか増えているのは。これ、全員が、ワクチンが原因で亡くなったと言っても私は過言ではないと思うんですね。だけどその当時は、もう思いやりワクチンやと、自分のためじゃなし、みんなのために打ってくださいよと。私も言われました。何が反ワクなんやと。みんなのために打つんやったら、お前、政治家やったら、まず率先して自分が打たないかんやないかというふうにして叱られました。打ちませんでしたけどね。だけど、それだけやっぱり同調圧力って強いんですね。だから、そんなことが本当によかったのかどうか。定期接種も、今やっているのは日本だけです、日本だけ。

そのワクチンについて、今、るるいろいろお話しをさせてもらいましたが、

知事は、どういうふうに思われるのか、所見をお聞かせ願いたいです。

○医療保健部長（松浦元哉） すみません、ワクチンの効果につきましては、医療保健部長のほうから回答させていただきます。

議員の御見解もあるところでございますけれども、新型コロナワクチンは、そもそも国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会審議会において、審議を経て、有効性が確認された上で薬事承認がなされていると。一定、国の審査を経て、安全性、有効性がなされていると承知をしております。

例えば、今年9月に開催されました分科会では、国内外で実施された研究において、新型コロナワクチンは、特に罹患後の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されております。

それから、オミクロン株が主流であった令和4年1月から6月の第6波の期間中にこのワクチンの効果について県独自でも調査をしております、ワクチンを未接種の方の死亡率が4.4%でございました。それが、2回打った方は1.6%、3回目の方は0.8%、また、重症化率も、未接種の方が1.4%に対して、2回目の方は0.3%、3回目の方は0.1%と、順を追って接種回数が増えるごとに低下しているという効果が見られております。

さらに、5類移行後の新型コロナワクチンが定期接種化された令和6年度秋冬の定期接種の評価においても、日本感染症学会・日本呼吸器学会・日本ワクチン学会、専門家でございますけれども、その報告としまして、発症予防効果に関する有効率がJN.1系統対応ワクチンの非接種者と比較して、65歳以上で52.5%減少していると。60歳以上の入院予防効果も63.2%といった重症化予防効果も見られると、こういった報告がされておりますので、このことから新型コロナワクチン接種については効果があったと考えておりますし、議員御指摘の副反応、これは一定起るものということでありますけれども、副反応の疑い報告は、国のほうで全数評価をされておまして、現時点でワクチンの安全性に係る重大な懸念は認められていないと評価されておるところでございます。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） 知事も。

○知事（一見勝之） 先ほど、部長からデータに基づいて御説明を申し上げたところでございまして、結論において、厚生労働省も言っておりますが、発症予防効果、そして重症化予防効果、ともに有効率が確認をされたということでございますので、そうした政府見解があり、我々もそれに基づいて対応してきたということを確認しているところでございます。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） 先日、「そこまで言って委員会NP」という番組で尾身茂さんがワクチンのことを言いました。ワクチンを打っても、かかってしまうと。だから、あまり効果がなかったということを言ってしまったというか話されましたね。重症化も、あまりよく分からないというような話です。私がちょっと懐疑的なのは、そういうふうなことを聞くと、やっぱりそうだったのかなというふうに思ってしまう。

また、定期接種がこの10月から始まりました。例のレプリコンワクチンですね、前日も言わせてもらいました。治験をベトナムで1万8000人やったら、ばたばたと亡くなって、それで承認をしなかった。承認をされた国というのは世界で日本だけだというふうなことで、何でこれを定期接種するんだ。

そこで、危ないということをやっぱり知事からも言っていただきたい。というのは、例えば、泉大津市の南出市長ですね。（パネルを示す）この南出市長は、お上から言われても、それを、批判といいますか、いやいや、ワクチンは危ないもんやということで、それで、ここにも書いてありますけれども、極めて慎重に判断してほしいということを、市民にメッセージを送っているんですね。これ、大事なことだと思うんです。

知事、どうでしょうか。今、定期接種を行っていますが、南出市長のように、極めて慎重に判断して打ってくださいというメッセージを出していただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

○医療保健部長（松浦元哉） 私のほうから、今回、10月から定期接種が始まっておりますけれども、その接種に向けて県から呼びかけをしていただき

たいという議員からの御質問に対して御回答を申し上げます。

本年度も、季節性インフルエンザ同様のB類疾病の定期接種ということで、新型コロナウイルスのワクチンが、主に65歳以上の方になりますけれども、定期接種がなされております。このB類疾病に係る定期接種は、接種対象者本人が接種を受けることに対する努力義務はないものとされておまして、接種を受けるか受けないかは個人の判断によるものとされております。

県といたしましては、ワクチンの効果については先ほど御答弁申し上げましたけれども、接種を検討される方がワクチンの効果と、それから副反応のリスク、その双方について正しい知識を持って判断し、接種を希望される方には接種機会が提供できるよう、引き続き、国、市町と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） 知事のお考えをお聞かせください。

○知事（一見勝之） 泉大津市長の対応につきましては、大阪府知事も話をされておられました。これは、もう市長の判断だということをおっしゃっておられるようであります。

また、泉大津市長の対応については批判もあるようでございますが、それは横に置いておきましても、先ほど、部長が御答弁申し上げたとおり、ワクチンについては、有効性とか安全性が確認された上で薬事承認をされているものでありまして、県がそれに対して接種を慎重にしてほしいというメッセージを出すべきものではないのではないかと思っております。あくまでも個人の判断に委ねるといことが適切ではないかと考えているところでございます。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） 知事、やっぱり県民の健康と命のことを考えたら、極めて慎重に判断してくださいということですよ。そういうことを言うべきだと私は思うんです。なぜかという、一般の県民は、そんな詳しく知らないんですよね、レプリコンワクチンのことも。これは極めて危険であるという

ことは、ほかの専門家が口をそろえて言っている部分もある。ですから、私はこれを言っておるんです。どうでしょうか、知事。

○知事（一見勝之） 極めて慎重にという言葉は、恐らく、県民にとってはネガティブな感じになるのではないか。それで、泉大津市長の発言に対しても批判があったのではないかというふうに考えているところでございます。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） ネガティブといいますかね、去年も、これ、定期接種がありましたね。そのときは、国が8300円の補助を出しているんですよ、前回は。今回はどうですか、出していませんよ。これ、ネガティブじゃないですか。前回は出しておったのに、今回はゼロですよ。国も、そういうふうな姿勢になってきているんじゃないかなと思うんですが、そのことについて御所見があれば。

○医療保健部長（松浦元哉） 国の補助が今回はなくなったことに対して、私のほうから御答弁申し上げます。

新型コロナワクチンについては、そもそも国において、有効性、安全性を確認した上で、定期接種をなされて、国の制度としてもなされておるわけですので、国がこのワクチンの効果や副反応のリスクを踏まえて補助を打ち切ったということではないということでございます。

これは、もともと臨時特例接種の段階では、全額を国費から、自己負担なしでされておりましたけれども、普通のB類疾病の定期接種につきましては、3割程度交付税措置がなされております。無料から交付税措置に変わった段階で、自治体負担の激変緩和という意味で8300円の国の補助がありましたけれども、その激変緩和期間がなくなったので、国がこの支援を打ち切ったというか、なくしたということでございます。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） これ以上話しましても平行線だと思いますので、もうこの辺で、これはちょっとやめておきます。質問があとたくさんあるものですから、これはここで終わります。

次に、病院の面会制限をどう考えるか、このことですな。

(パネルを示す) これは、静岡県の静岡市立静岡病院が面会の時間をコロナ禍でも全く変更しなかったということでございます。2021年に、もうマスクも着用しなくてもいいというふうなアナウンスも静岡市立静岡病院がやっておったと、今もやっている。面会の時間を制限すると、いろんな弊害があるというふうなことなんです、三重県も、もう2年たったわけですから、県のほうから各病院にもう戻したほうがいいんじゃないかというアナウンスができないのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせください、知事。

[一見勝之知事登壇]

○知事(一見勝之) 県のほうでは、5類移行のタイミング、正確に言いますと、令和5年3月17日の事務連絡で、可能な限り患者と面会者の交流の機会を確保するように周知を依頼しているところでございます。

感染症の専門家、あるいは医療関係団体からは、面会も含めて、感染対策の対応については、診療科とか、あるいは病院の特性によっても異なるということですので、面会ルールの設定については各病院の判断にしてほしいということは言われておりますし、確かに医療法に基づいても、病院の管理は、主として病院長が行うということですので、それぞれ病院長の判断などによりまして、適切に対応してもらっているものと考えております。

[17番 廣 耕太郎議員登壇]

○17番(廣 耕太郎) それは分かるんですけど、やはり病院としては、何か県がアクションを起こして、もう戻してくださいよって言われたら、それを目当てにして、だったら、うちも戻すかなと。一つの病院が元へ戻したら、みんな、それに引きずられるという言い方が悪いですけども、元に戻っていくんじゃないかと私は思うんですね。そのきっかけを、県からメッセージを出していただいて、そして、元に戻すというふうにしていただきたいと思うんですが、本当にできないのか、できるのか。もう一度、知事、お聞かせください。

○知事(一見勝之) 先ほど御答弁申し上げましたように、令和5年の3月付

の事務連絡でありますけれども、それで患者と面会者の交流の機会を可能な限り確保するようにしていただきたい、それを周知してほしいということはお出ししております。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） やっぱ非常に抽象的なものですから、私は、もうコロナ禍前に戻していただくよというふうな言葉もぜひ付け加えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、自然災害についてお聞かせください。

近年、いろんなことが起こります。日本では絶対起こらないだろうと思っていたことが起こるんですね。それは竜巻です。竜巻なんかは、アメリカで広大な平野があるから起こるといふふうに私は思っていました。しかし、最近、昨日の新聞も、今日の新聞にも出ていました。竜巻が起こったときの対応の仕方、それについてお聞かせ願いたいと思います。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 竜巻について御答弁申し上げます。

アメリカでは、年平均1300件の竜巻が発生しております。近年では、平成23年に米国のミズーリ州で最も強いF 5ランクという竜巻が起きまして、死者約160名という甚大な被害が発生しました。

竜巻の強さは、藤田スケールというものがございまして、F 0からF 5までの6段階で示されまして、F 5ランクでは、住宅が跡形もなく吹き飛ばされ、車や列車も空中に巻き上げられるなど、非常に危険な状況となります。

一方、日本では、気象庁が竜巻注意情報を出すようになってから、平成20年に始まったんですけれども、年平均で約20件の竜巻が発生しております。日本では、米国で発生するような強い竜巻は発生しないと言われており、F 4ランク以上のものは確認されておられません。

先ほど、議員がおっしゃったように静岡県の竜巻はF 3ランクでございまして米国ほどの被害は生じてはおりませんが、日本も沿岸中心に至るところで発生していることから、これから、今年静岡で発生した竜巻と同

程度のF3ランクの竜巻は、三重県でも発生する可能性があると考えております。

以上です。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） なかなか、竜巻に対する対応の仕方は難しいと思いますが、それも想定していただいて、もし、そういったときの対応の仕方、住民にどういうふうにして知らせるか、それも具体的に考えていただきたいと思っております。

最後に、P a r k－P F Iについてお聞きします。

このP a r k－P F Iというのは、聞いたことがないんですが、私も知りませんでした。まず、どういうシステムなのかを簡略にお聞かせ願いたいと思います。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（上村 告） 御質問いただきましたP a r k－P F Iですが、これも、これは、公募設置管理制度といいまして、平成29年の都市公園法の改正によりまして創設されたもので、飲食店、売店等の公園利用者の利便性を向上する公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を公募するという制度でございます。

〔17番 廣 耕太郎議員登壇〕

○17番（廣 耕太郎） これは、元知事の北川正恭さんが言われておったと思うんですが、遊休土地、遊休建物の有効利用というふうな、ファシリティーマネジメントという言葉だったと思うんですが、このシステム、すごくいいやり方だと思います。県立の公園だけではなくて、市町の公園もこういったことをぜひやっていただきたいと思ひますし、ぜひ市町にはそういった補助もしていただいて、こういったことを広げていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

- 副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。
午後 2 時10分休憩
-

午後 2 時20分開議

開 議

- 副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。24番 田中智也議員。

〔24番 田中智也議員登壇・拍手〕

- 24番（田中智也） 皆さん、改めましてこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

四日市では、9月に大変な大雨で本当に甚大な被害が出まして、市のほうからは県に要望をしていただいておりますので、このことについては発言通告にございませんけれども、冒頭、お願いしたいなというふうに思うところであります。

さて、知事、2期目ということでありまして、今日、発言通告をさせていただきました項目のうち、二つほどは、知事が1期目のときに私もこの議場で議論をさせていただいたネタでして、約4年経過をして、どういうふうになってきたのかとか、今後それをさらにどうしていくのかなどについて議論させていただきたいというふうに思っているところであります。

選挙で当選された4人の新人の皆さんにおかれましては、ようこそ三重県議会へと、先輩ですので少し偉そうな言い方になりましたけれども、これからも一緒に議論させていただきたいなと思っていますので、お願いします。

それでは、通告に従いまして、一つ目の質問をさせていただきたいというふうに思います。四日市コンビナートのカーボンニュートラル化ということについてです。

まずは、そもそもコンビナートってどういうものかについて少し話をしたいなというふうに思います。コンビナートという単語は、ロシア語であるということなんですけど、御存じの方もあろうかと思えますけど、英語でいうとコンビネーションに当たる単語でありまして、企業結合、または工場結合の意味ということになります。生産工程が連続する多数の工場を集中させて有機的に結合させることにより、原材料の確保やコストの引下げ、副産物や廃物の有効利用、こういう合理化が図られるということになります。この条件を最も多く持つものは化学工業であり、石油化学コンビナートは、代表例ということでもあります。

そこで、1枚目、パネルを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）こういうことです。ここでタンカーが原油貯蔵所に入って、石油精製工場に入って、この精製工場のほうでいろんな成分に分離されます。ここで、このパネルの中の、真ん中のナフサ分解工場、これが大きくクローズアップされていますが、皆さん、ちょっと頭の片隅に置いておいてください。

次のパネル、行きます。（パネルを示す）ここに温度が出ていますけれども、原油が入ってきて、この温度で蒸留、沸騰する成分が、一番最初は、石油ガスなんかは、普通に揮発しています。その次に、ガソリンでナフサ、次に、ジェット燃料、灯油、そして、軽油、350度以上で重油、アスファルトが分離されるということでもあります。

このナフサが重要なんですね。石油精製工場と聞くと、ガソリンやジェット燃料などや灯油とか、そういう燃料を作っておられるという、そういう認識だけの方もおみえになるかも分かりません。

次、行きます。（パネルを示す）この青の囲みの中が石油コンビナートです。先ほどのイラストと同じです。原油で、石油精製で、この成分に分かれて、ナフサだけナフサ分解工場へ行って、エチレン、プロピレン、ブタジエ

ン、ベンゼン、トルエン、キシレンなどに分かれて、プラスチックや合成ゴムなどの様々な誘導品と呼ばれるものによって変わっていくということです。それを原材料に関連産業へ行くということです。このことによって、日常生活に使われるほぼほぼの形のもので大体この関連産業ではできていくと。サランラップとかもそうですけれども、そういう形で利用されているということです。

具体的には、次のパネルで行きます。（パネルを示す）こんな形で、プラスチック、これはエアコンかな、家電製品なんかにももちろんたくさん使われていますし、衣類の合成繊維、タイヤなんかは、今はもう天然ゴムだけでは決してありませんので、合成ゴム、塗料もそうです、非常に防水性とか撥水性に優れた塗料なんかも、こういう化学製品からできているということです。もちろん洗剤なんかも合成洗剤と一言で言われていますけれども、ナフサからこういうふうな誘導をされてきているということです。

これらの大規模な製油所や化学樹脂メーカーなど、多数の事業所が集積しているのがコンビナートということでありまして、経済面で行きますと、直接雇用だけでなく、そういう部品や素材供給、中小のサプライヤー、物流、保守サービス等へ非常に波及効果が多い工場になりまして、四日市コンビナートの就業者数、これ、A I に聞いてみたら15万7000人だそうです。ただ、正確な数字かどうかは私も分かりませんが、チャットG P Tはこう答えましたので、また検証は必要やと思います。

製造品出荷額等、これは三重県の統計のデータで行くと、三重県全体で1兆344億円、令和3年のデータです。うち化学工業が12.2%、石油製品が5.5%、合わせて、石油化学というざくっとした分け方で17.7%となっていて、さっきの金額1兆344億円に掛けてみますと1兆9530億円、非常に大きな数字です。これは、みえDATA BOXのキッズ版にも示していただいています、子どもたちにも分かるように県としてやっていたところなんです。

そのことで、税収や地方財政に関してももちろん大きな影響を与えていま

して、年間数百億円規模で県や市町の財源に貢献している。これもチャットGPTの言葉でした。でも、それらのことからすると、四日市コンビナートというのは、三重県経済の中核的エンジンと言っても過言ではないというふうに思っているところです。

ただ、一方、リスクや課題もあります。世界的な流れである脱炭素化、低炭素化とかで、同じく四日市にも大規模なものが立地いただいていますけれども、どうしても半導体などと比べると付加価値の面でなかなか及ばないところがあって、石油化学工業を高付加価値化させていくというのは非常に大きな課題だというふうに思っています。

脱炭素の部分については、2019年度、少し古いデータですけど、四日市市域から排出されるCO₂の総量が730万トンなんですけど、うち540万トンが産業分野ということで、74%を占めるという非常に大きな割合になっています。

そんな中で、三重県経済の中核エンジンと言える四日市コンビナートをこれから維持や発展、または、業態転換などをしていくことが我々三重県に暮らす、働く人にとっては非常に大きな課題だということを前から思っています。令和3年の11月定例会会議で、この議場で茨城県のいばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト、長いんですけど、をちょっと紹介しながら、そこの体制構築に当たっては、茨城県自体が真ん中に座っているということをお話しさせていただき、本県も、周回遅れの感は否めないけれども、そう申し上げたのは、関東地方整備局が茨城県の場合は非常に大きく関わっていただいていますので、国の投資というか協力、連携関係もあるもんですから、結構、先を進んでいまして、周回遅れというふうに、私は申し上げましたけれども、本県としても取組を進めるように求めたところです。そのときの知事答弁としては、今後、具体的に議論する形をつくってしっかりやっていきたいと力強くお答えをいただいたところです。

その年度の末、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会というのが設置をされて、これは、知事が会長に御就任いただきま

した。もちろん、四日市市長が委員長ということで、コンビナート企業、関係企業が20社、学識経験者などなどが構成員となっています。

この検討委員会の中で議論をしていただいて、その1年後、令和5年に将来ビジョンや実現に向けたロードマップが示されたところです。

そのロードマップが示された翌月に、今度は、四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会、さっきのは検討委員会でしたけど、今度は推進委員会というのが設置されました。これは、六つの部会です。もう全部申し上げるとあれなんですけれども、水素・アンモニア拠点化検討部会でありますとか副生ガス利活用検討部会とか、実際、実現していくに当たって、課題となってくるところを個別テーマでしっかりと議論していくような、そんな部会で議論されてきたところです。

そこで、本年8月、厳密に言うと10月という言い方のほうがいいのかも分かりません。最初は四日市市、そして、三重県、コンビナート企業12社と8月時点で協定を締結していただいて、10月1日をもって5社が加わって、合計17社という形で四日市コンビナートの維持・発展に向けた連携・協力に関する協定が締結をされたところです。これについては、今後、具体的にどうしていくのかというのが非常に気になるところですけれども、まずは、どのような内容であるのかということをお伺いしたいと思います。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 議員のほうから、この協定を締結した趣旨、目的、どういうことが書いてあるかということでございました。

令和4年度ですけれども、本県のCO₂排出量のうち、産業部門からの排出割合が55.7%と最も多くて、全国平均の34%を大きく上回っているということでありまして、その削減は県全体、特に、やはり先ほど御紹介もありました四日市コンビナートということで、この地域の大きな課題というふうになっております。

そのコンビナートが今後も化学産業の集積地として競争力を維持・発展していくということには、カーボンニュートラル化への対応が不可欠であると

いうふうを考えております。

このため、県と四日市市では、コンビナート企業等との官民一体での四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会というのを設置しまして、令和4年度に策定しました将来ビジョンの実現に向けまして、各事業所・現場の課題を共有しながら、具体的な取組の検討を進めてまいりました。

その検討内容ということでありますけれども、主なものとして、石油・石炭等の化石燃料に代わる次世代エネルギーとして期待される水素・アンモニア等の受入れ、供給の拠点化ということでございますが、これについて、一定の技術的な実現可能性を確認できたということはあるのですが、その一方で、コストや工期をめぐる課題等も明らかとなったということでございます。

これらの課題に対応していくためには、コンビナート企業各社における設備投資等への判断が必要となっており、投資判断を行う企業本社との連携がますます重要になっているという状況でございました。

こうした状況を受けまして、8月12日にコンビナート企業12社の本社と、県・四日市市との間で連携協定を締結しまして、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化、競争力強化に向けた検討を加速化していくことといたしました。

なお、10月1日には5社が新たに参画し、合わせて17社による連携に拡大したところでございます。

〔24番 田中智也議員登壇〕

○24番（田中智也） 御答弁をいただきました。

四日市コンビナート全体での競争力の強化をしていくのと、あとは、具体的な技術の面で、ある程度行きそうやけれども、設備投資が必要やで時間がかかるでというところでなんですけれども、ただ、見せていただくと、その協定を締結されたのが本社レベルになっていまして、これ、非常にありがたいなど。コンビナートの各四日市事業所の方と意見交換する機会が以前あったんですけれども、どうしても、四日市事業所レベルでは本社の判断に委ねるしかないということがやっぱり多かったですね。それが、今度、本社の

方たち、役員取締役とかはじめ、本当にカーボンニュートラル、CNに関する担当部署の責任のある方が締結に名を連ねていただいたというのは非常に大きな前進ではないかというふうに私自身は受け止めているところであります。

であれば、なかなか今の時点では、こうしますというのは難しいか分かりませんが、今後、どのような動きになっていくのか、また、県としてどのような取組を行っていくのかについて、さらにちょっと突っ込んでお答えいただきたいと思います。

○雇用経済部長（松下功一） 今後、どのようにしていくかということでありました。

これからですけれども、この協定に基づき、まずは、今年度中にコンビナート企業本社の担当役員等で構成する懇談の場というのを新たに設けることとしたいと思います。懇談の場における議論につきましては、県、市との推進委員会や、その下に置く各部会等における水素等の拠点化やインフラ設備の共同化などの検討におきまして、例えば、コストや事業化の時間軸といえますか、スケジュール感、そういった面から、その議論に反映させていくということをご想定しております。

今回の本社連携協定を機に、四日市コンビナートの各事業所で構成する推進委員会における検討の具体化と加速化を図り、従来の石油化学コンビナートから新たなエネルギーや素材、製品の供給拠点への転換につなげていきたいと考えております。

あわせて、県の再投資支援制度というのもございますし、あるいは、国への支援の要望というのも続けていくなど、コンビナート企業の投資判断を促すような取組も進めてまいります。

〔24番 田中智也議員登壇〕

○24番（田中智也） ありがとうございます。スケジュール感も持って議論を進めていただくというのはありがたいなと思いますし、非常に重要なことだというふうに思います。

先ほど御紹介した令和3年の11月定例会議での私の質問のときに知事は、加速させていきたいというような言葉も言っていたんですよね、お忘れかも分かりませんが。でも、一見知事就任後、この問題については、やはり非常に前向きに動き出したなというふうに感じておまして、民間企業の企業戦略はそれぞれありますし、コンビナートという、つながっているけれども、ある程度それぞれ個社で競争、生き抜こうとしているという関係から行くと、なかなか利害関係が一致したり、せんだりとかいう部分もあって難しいかも知れませんが、やはり、立地している三重県なり四日市市なりがしっかりと、やるんだという意気込み、これはずっと今後も持ち続けていただきたいなと、そのように思っているところであります。

最初にお示したように、石油精製だけではなく、いろんな工場が、いろんな業態が有機的につながっているコンビナートですから、一つがこけたら皆がこけるという。皆がこけると言うのが表現が悪いかも知れませんが、なかなかうまくいかなくなってしまうので、メリット感が出なくなる。四日市に集積していることでのメリット感があるというのが四日市コンビナートですので、ぜひ今後とも前向きに強力にやっていただきたいなというふうに思います。

茨城県は、アンモニアのサプライチェーン構築ということで、まだ、もうちょっと先に行っていますので、三重県も遅れていますけど、遅れたら遅れたなりのやり方というのはあるし、四日市コンビナート、三重県の強みというのは必ずあるので、そこをぜひ伸ばしていただきたいなと要望して終わりたいというふうに思います。

それでは、二つ目の質問に移ります。二つ目は、災害福祉支援センターの設置についてということで、これは、提案という形で議論させていただきたいというふうに思っています。

災害救助法や災害対策基本法が改正をされまして、本年の7月1日から施行されていると、6月から施行されている部分もあるのかな。そんな中で、その法改正に基づいて、厚生労働省のDWA Tのガイドラインも改正をされ

ているということでもあります。

どうということかという、避難所や福祉避難所に限定されていたDWA Tの活動範囲が、在宅及び自家用車で生活を続ける要配慮者、社会福祉施設等で生活を続ける要配慮者、その他の支援を必要とする要配慮者に対する支援というふうに拡大をしたということなんです。これはすなわち、避難所とか福祉施設、福祉避難所という場所への支援から人への支援に変わっていったということと、災害救助法の理念として、福祉サービスの提供がその救助の種類に加えられた、法律上規定されたということだと思っています。

能登半島地震、もう皆さんよく御存じだと思いますけど、もう一度振り返ってみると、やっぱり直接死が228人という非常に甚大な被害でありましたけれども、災害関連死は、今年の7月時点で397人と、直接死より関連死のほうが多い、そういう災害でありました。

能登半島の大動脈である、のと里山街道や自動車専用道路が通行不能で、また、海上からの支援も海底隆起によって船が着岸できなかつたりと、陸路、海路とも断絶をしたということでもありますし、インフラの断絶によって多数の孤立集落ということでもあります。非常に厳しい状況になりました。

そのため、避難所には多くの被災者が詰めかけた。ただ、避難所の過密、本県においても避難所の収容人数に、その対象地域とする住民の方が全員避難できるかって、そうではないところがあるんで我々も考えなければならぬというふうに思いますけれども。あふれた人たちが自主的な避難所や壊れた自宅、蔵、ビニールハウス、車中などで避難生活を送られるという非常に厳しい状況での生活を余儀なくされたということです。

支援をしていく地元の市町の職員も被災して、避難所運営もなかなか困難な状況でありましたし、発災直後から様々なNPOや民間団体が被災者支援に全国から集まりましたけれども、情報共有とか施設・整備の活用とか、資金負担とかで官民連携に課題が生じていたということでもあります。

上下水道の耐震化の遅れもあって、長期にわたって上下水道の復旧が難航したというのは記憶に新しいところです。そのため、寒いし雪も降りますけ

ど、そこでの生活を続けることが困難ということで、大がかりな広域避難ということになりました。

能登半島、本県と同じように半島地域においては高齢化率が高く、DMA Tなどにより医療面での活動はもちろん必要なのですが、現地の介護機能の確保、DWA Tなどによる支援活動、看護師、介護士などの派遣調整、要支援者に係る情報共有の困難性とか、仮設住宅の際に福祉の視点からのサービスが不足していたりとか、その辺、だから、福祉サービスに関して、やはり初動の遅れが指摘をされたところです。そういうことがあって、中央防災会議でも、場所から人への支援という形で考え方が転換されたということで法改正になったということでもあります。

災害発生前から社会的脆弱性を抱えている人には、被災したことで、その人それぞれが持っている課題がより深刻で長期化していく、そういう傾向がありますし、さらに、災害発生を契機に、今まで支援を必要としていなかった人までもが困窮に陥ったり、困り事を抱えてしまう、そういう状況になって、より支援が必要となるケースが増大をしていくということでもあります。

一方、支援をする側のほう、各種福祉施設や相談機関などは、その事業所自体が被災したり職員が被災したりとかして、結局それまで有していた、うちは、こんなふうに、こんな方たちを対象として福祉の支援ができますよ、もし災害が起こってもできますよと言っている、自らが被災をしてしまえば、支援する力は減退してしまうという、そんな状況であります。

だからこそ、被災地外からの支援というのが非常に大事ですし、そこに駆けつける福祉関係職員、社会福祉協議会の職員とか福祉施設の職員、それから、ボランティア等のNPO団体の皆さんたち、多岐にわたる関係者の方のコーディネートが非常に重要になってくるところであります。

大規模災害が起こった場合の、都道府県域における災害福祉支援活動に関して調整役となるのが、昨今言われている災害福祉支援センターであります。

ちょっとパネルを見てもらいます。(パネルを示す)もう、抜粋だけなんですけど、今、全国で12県が設置をされています。この災害福祉支援セン

ターは、もともと社会福祉協議会や社会福祉施設が実施している災害時の支援なんかをより効果的に行うとともに、被災者支援を円滑にするための民間主導の災害福祉の専門機関ということでもあります。もちろん、災害福祉だけに特化した、そういう機能を持つのがこの災害福祉支援センターですけれども、関わる職員というのは、平時から福祉に関わる仕事に携わり、対象となる方に福祉サービスを提供していたり支援をしておられる方がいます。

全国で12県できた県単位の世界福祉協議会に設置されているこの災害福祉支援センターについては、本県においても必要と考えるんです。南海トラフ大地震が、もう必ず来るであろうと言われていまして、このことについて、災害福祉支援センターが三重県に要るんじゃないというのが私の意見ですけれども、県としてのお考えを伺いたいというふうに思います。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えいたします。

令和6年に発生した能登半島地震では、高齢化が進む被災地において災害関連死を防ぐため、福祉専門職による要配慮者への支援の重要性が再認識されたところです。

こうした背景から、令和7年5月に災害救助法の一部が改正され、救助の種類に福祉サービスの提供が追加されるなど、被災者に対する福祉的支援の充実を図ることが求められております。

これまで県としましては、災害発生時に、介護を必要とする高齢者や障がい者などの要配慮者の方々に対して支援が行えるよう、県と県社会福祉協議会が主体となり、三重県社会福祉士会などの関係団体が参画する災害時における福祉支援ネットワーク協議会を設置しまして、連携、相互支援体制の構築・強化に取り組んでまいりました。

具体的には、市町と災害派遣福祉チーム、DWA Tと連携した災害時要配慮者の受入れ訓練、DWA T登録員の人材育成、社会福祉施設等におけるBCP策定支援などに取り組んできたところでございます。

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、より効果的で円滑に福

祉支援を行うためには、災害発生時の要配慮者等の福祉ニーズを的確に把握し、そのニーズに対応していくための体制の構築が課題と考えております。

お話のありました災害福祉支援センターについては、現在、12の県社会福祉協議会に設置されておるといことで、県ごとにその機能や役割は様々であるというふうに伺っております。

また、避難所支援をはじめ、福祉施設支援や在宅支援など、幅広い活動に対応していく必要があることから、専門性の高い人材の確保などに課題があるというふうに認識もしているところでございます。

災害時の福祉サービスの提供体制につきましては、これまで、災害時における福祉支援ネットワーク協議会で進めてきた取組の課題を整理するとともに、他県のセンター運営の状況を調査・研究した上で、どのような体制が望ましいのか、本県の地域特性を踏まえた体制の在り方について、県社会福祉協議会など、関係団体と意見交換しながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

〔24番 田中智也議員登壇〕

○24番（田中智也） 御答弁いただき、ありがとうございます。今、三重県として、先ほど例示したようなそれぞれの機能が全然できていないというつもりでは決してないんですけども、やはり、ある程度一元的にやっていくということが大規模災害時には恐らくスムーズに、先ほど能登半島地震では初動の遅れが指摘されたというふうに申し上げましたけれども、そういうことを、1分でも1秒でも早くやるためには、そういう形がいいのではないかなというふうに思います。ぜひとも他県の状況や本県における今の実情、それから、部長にお答えいただいたニーズを的確に把握をするという、本当に大事なことです。地域によって、三重県の中でも、それぞれの市や町の中でも違う、そういう地域の実情をちゃんと把握した上で、何が必要なのか、求められているものが何なのかを整理した上で、こういう機能が必要というふうにやっただけならなと思うところです。

個人的には、県社協に設置をすることが望ましいというふうに私は思いま

すけれども、大事なのは平時からの人材育成のところ、特に、災害ケースマネジメントができる人材をしっかりと育成していくということが、起こったときにはやっぱりいい意味で効いてくるんだろうというふうに私は思っていますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次、3番で、三重の明日の文化の担い手について、ちょっと言いにくい日本語になりましたね、に移りたいと思います。

小項目でアーツカウンシルの検討状況ということで、また田中智也はアーツカウンシルかというふうな、某副知事は、うんうんと笑っていますけど、そうです。

これも、ちょっと振り返ってみますと、私、以前の鈴木県政のときに、令和2年でしたけれども、アーツカウンシルについて要望しました。これは、答弁を求めず要望しただけでした。

翌年、一見知事御就任直後の11月定例会会議でアーツカウンシルというて、考え方をまず聞いたんです。そのときには、これは部長答弁ですけど、文化政策の一つの手法として研究をしていきたいというふうな御答弁でした。

翌年の9月定例会会議でも、私、またアーツカウンシルを取り上げまして、そのときには、その先進国であるイギリスのブリティッシュ・カウンシルを紹介しながら、これはぜひとも知事答弁もということでお願いをしたら、文化は非常に大切やと思いますと、文化はやれたらいいな、やりたいなという思いを持っておりますと、文化に関する条例をしっかりと議論して、三重県文化振興条例ができたばかりでしたので、三重県に文化が根づくように考えていきたいというふうなお答えをいただいたところです。

翌年は、私、環境生活農林水産常任委員会に所属してまして、委員会の中でもしっかりと議論、審査をさせていただく中では、当時、山崎博議員が委員長でありましたけれども、委員長報告でアーツカウンシルの設置を視野に入れて様々な領域分野の専門家によるネットワークづくりを進めるなど、本県の文化行政にしっかりと取り組むことを委員会として要望させていただいたということです。

前年度末ですけれども、今年の3月、三重県文化振興計画に基づく文化活動への支援と検討状況を聞いて、そのときも、今やっていますよということです。現状把握を行うためのアンケート調査とか優良事例の調査・研究ということで、それらを分析しているという御答弁もありましたし、先進地視察調査ということで、信州アーツカウンシル、長野県のアーツカウンシルと、つくろうとしているという段階の福井県のヒアリングをしていただいたりということでありました。知事も、そのときに答弁をちょっとお願いしたら、アーツカウンシルというのは非常にいい仕組みであるというふうに思いますという御答弁もいただきました。

そんなことでやってきているんですけれども、この文化振興条例に基づく計画の中の基本施策（5）文化活動への支援の中にアーツカウンシルの必要性について検討するという文言がございますので、現時点での状況とか進捗について伺いたいと思います。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） アーツカウンシル、文化団体の支援の在り方の検討の今の状況について答弁をさせていただきます。

令和6年3月に策定しました三重県文化振興計画では、文化活動への支援を基本施策の一つに位置づけており、個人や団体が意欲的に活動し、その創造性が十分に発揮できるよう、環境づくりに取り組むことが重要であると認識しております。

現在、文化団体等の活動に対しまして、より適切で効果的な支援を図るため、新たな支援の在り方の検討を進めています。先ほど、議員からも紹介がありましたけれども、昨年、令和6年度は、文化団体や市町、文化施設における課題や問題点を把握するアンケート調査や、実際に他県へ赴き、優良事例を聞き取るベンチマーキング調査を実施しております。

そして、今年度は、障がい者支援やまちづくりなど、他分野の取組に文化芸術を活用している団体の実態や課題等を広く把握するために、北勢、中勢、南勢志摩、東紀州地域から合計10団体を選定しまして、グループインタ

ビューを実施しております。この中で、それぞれの団体が抱えております課題や県に期待する役割、文化芸術が地域課題の解決に寄与する可能性など、現場の声を直接聞き取りました。

また、今後の取組方向や支援の体制を検討するため、県と県文化振興事業団、そして、学識経験者で構成するワーキンググループを設置しまして、これまで6月と9月に2回開催をしております。ワーキンググループでは、他県の先進事例や民間団体の助成支援の内容を共有しまして、三重県の地域特色を生かした支援の在り方について意見交換を実施しております。

さらに、文化政策の現状について理解を深めるため、市町や公立文化施設等の職員を対象としましたセミナーを開催し、県と協働しながら考えるきっかけづくりを行っております。こうした取組は、課題意識を醸成するため、引き続き実施していく必要があるというふうに考えております。

令和8年度は、三重県文化振興計画の計画最終年度となりますことから、次期文化振興計画の改定におきまして具体的な取組の方向性を示すとともに、引き続き、新たな支援の在り方について検討を進めてまいります。

〔24番 田中智也議員登壇〕

○24番（田中智也） 御答弁をいただきました。

グループインタビューというのは非常にいいなと思うので、ちょっとこれについては、具体的にどんなものがあつたのかを聞きたいなということでもありますし、事業団と一緒にワーキンググループをつくってもらっているということですので、その中でも、どんな意見が出ているかとか、どういう話、もし現時点でお示しいただけるものがあればお伺いしたいと思います。

○環境生活部長（楠田泰司） アンケート調査も含めて、どういった意見があつたのかということをお紹介させていただきたいと思います。

まず、昨年度のアンケート調査では、県に期待する役割として、補助金や助成金の充実、マネジメントの専門人材の育成や研修が必要といった声がありました。

また、事業や運営に対する課題としまして、若年層の取り込みに苦労して

いることや、今後、力を入れるべき文化振興施策として、子どもたちが文化芸術や伝統文化に触れる機会の充実が必要だといった様々な意見がありました。

そして、今年度のグループインタビューでは、財政的な支援や子どもたちが文化に触れる機会の充実といった声に加えまして、民間団体などの支援情報を得られ活用できる体制や、文化芸術団体と交流できるネットワークが必要などの意見があり、現在、調査報告に向けた分析を進めているところです。

〔24番 田中智也議員登壇〕

○24番（田中智也） ありがとうございます。

財政的に支援をしてほしいというのは、いつの時代もある話なんですけど、厳しい財政状況の中で、どんどんどんどん出せるというものではないというふうに私も思っているところです。

ただ、いみじくも部長が御答弁でおっしゃられた新たな支援の在り方、すなわち、三重の文化が新たなステージへ行くというふうに私は言い換えてもいいんじゃないかなと。そういうところを目指した支援をしていくということが必要だと思っています。

文化芸術の団体や、そこを支援するという考え方で育成していくんですけど、三重県社会を文化や芸術に下支えしてもらっているようなイメージの三重づくりというか、そういうことを目指して、この文化振興には施策を展開していただきたいなというふうに思っているところです。

そういうことからすると、財政的な支援だけでなく、やはり、さっきのグループインタビューで出ていた支援情報を欲しいと、国の文化庁の支援だとか、本県で言うたら岡田文化財団だとかいろんなものがあります。ああいうものを活用するのを、やはりきちっとサジェスションしてくれるような、そういう機関というのはやっぱり要るんだろうし、そこを頼りにするようなどころ。あとは交流をしていくということ。アーティストが全然別の、絵を描いている方たちとかデザインをやっている方と音楽をやっている人たちが交流してコラボレーションすれば、また新たなものができていたり。やはり

三重県の地域特性を分かっている機関が、そういうことをコーディネーションしていくことで新たなものが生まれてくると思うし、そのことで県民の方が関心を持ち、やはり住んでいる地域に誇りを持ったり、これからも、私はこれで楽しんでいきたいな、余暇をここで充実させていきたいな、心を豊かにしていきたいなというふうに思っていただけのような、そういう三重県社会を文化の政策の面ではやっていただきたいなというふうに思っているところであります。そういうのが、私、アーツカウンシルやと思うんですね。

アーツカウンシルをもちろん県で設置するという方向で行っていただきたいんですけども、ただ、県庁の中でできるものではないというふうに思っていますので、そうなってくると、例えばですけど事業団に委託をするとかという形がスムーズな面もあるかも分かりません。ただ、委託をしたからそれで終わりではなく、やはり先ほど申し上げた芸術や文化の分野が三重県社会をつくる下支えとか土壌になっているというようなところの、チェックではないけどそういうふうにしていきたいという県としての政策目的がどれぐらい進んでいるかなみたいな進捗もちゃんとチェックしていきながら一緒になって歩いていくような、そんな組織体制を御検討いただきたいと思っていますところであります。これが私の要望です。

取りあえず、このアーツカウンシルについては現状を聞かせていただいて、動いているということについては確認をさせていただいたので、また来年やるとは申し上げませんが、逐次聞かせていただこうと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、(2)の小中学生の活動への支援についてということでありませう。

今年の3月に、この本会議場で演奏していただいた四日市市立内部中学校吹奏楽部の皆さんが、あの後の活動でしっかり結果を出していただいたということであります。8月下旬にあった東海吹奏楽コンクールで、全日本吹奏楽コンクールに東海代表として出場していただくことが決まって、内部中学校としては21年ぶりの2回目で、三重県が代表として全日本吹奏楽コンクー

ルに出ていくのが11年ぶりということでもあります。

先日、知事にこの報告をするべく、内部中学校の生徒たち、部長、副部長たちに来ていただきました。こちらです。(パネルを示す) 教育長も御同席をいただいて、意見交換していただくと、副部長のお一人の方は、実は東海大会で出来がよくなかったんです、もっと頑張りたいんですというふうな話をされていました。東海の代表になっていくぐらいの演奏をしたにもかかわらず、すごい向上心のある方やなどと思って、私は横に座っておったんですけど神々しく見せていただいたところでもあります。

実は、議場の演奏会が終わってから、お手紙を頂いて、正直、もう年を取ってきたもんで非常にうるうる来たんですけど、本当に。

お招きいただきありがとうございますございましたなんですけれども、やはり中学校の部活動の地域移行の課題があって、それに関してすごく不安を持っておられるということは、この議場でも部長にお話しいただいたんですけど、今までどおりの活動ができなくなるんじゃないかという不安は持っているということでもあります。やはり今の活動、これまでの活動、ふだんの学校生活から学べないこともたくさん学べて、礼儀やマナーはもちろん、3年間、同じ仲間と同じ目標を目指し頑張ることの幸せ。確かに難しいときもあったと。でも、私が一番勉強になった。だからこそ、私の後輩は、これらのことができないんじゃないか、地域移行したときにね。今までどおりの活動ができないことに対してすごく不安を持っているんですけど、それは後輩たちのことを思ってなんですよね。頑張りたいとも頑張れない環境になっていく、そう想像しただけでつらくなりますというお手紙を村山さんという部長の方から頂きました。山崎さんという副部長も同じような趣旨のことがあったんですけど、やはり勉強にも生かしているということを彼女はしたためていましたし、これからの部活を受け継いでいく後輩たちは、これらの活動を続けていくことができないかもしれないって、これも同じようなことを言っています。私にとっての一生の宝物ですというふうにおっしゃっているんですね。

これら若い人は要するに、明日の担い手だと思うんです。私は、感想を述

べて、感動しましたというふうに申し上げたんですけど、感動していただいたということは私たちにとっては非常に幸せなことだと、そういうことをこれからも続けていきたい、音楽の分野で、彼たちは、彼女たちは、これからも三重県の中で、全員がまたそろそろうことはないのかも分かりませんが、担い手だなというふうに感じたところです。

そのような若い担い手を支援していくという姿勢が必要だと思うんですけども、この全日本吹奏楽コンクール出場には、栃木県の宇都宮なので、2泊するそうです。楽器の運搬とかにも多額の経費がかかるということで、四日市市からは半額程度の補助が出るんですけど、それでは賄い切れませんので、出場生徒自身が負担をするという形になっているものですから、地域の方や市民の方に広く支援を募っているということでもあります。

そこで、ちょっと聞いてみたら、スポーツの分野は全国大会へ出場する場合に県からの支援はあるというふうに聞きました。

まず、スポーツに関してどういうふうな支援があるのか伺いたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、部活動の支援状況について御答弁申し上げます。

部活動に係る生徒の活動費をどこが支援するかにつきましては、基本的な役割分担がありまして、中学校は市町教育委員会、県立学校は県教育委員会が支援を行っています。全国大会に出場する際の旅費等についても、この役割分担の下、対応しています。

御質問のあった運動部について申し上げますと、中学校の運動部が全国大会に出場する際は、全市町が参加費、旅費、宿泊費などの補助を行っています。うち、16市町が全額補助、10市町が2分の1相当の補助を、3市町が定額補助となっております。県教委からの補助はありません。

ただ、これとは別に、本県の体育・スポーツの普及振興を図る目的で設立された三重県体育スポーツ振興基金から、全国中学校体育大会出場時に支給

される補助金があります。この補助金は、全国中学校体育大会の参加旅費等の2分の1補助として県教委が受け取りまして、それを当該中学校等へ支給しております。この場合、市町は、当該補助の対象となる経費を除いて補助を行うということになっています。

〔24番 田中智也議員登壇〕

○24番（田中智也） スポーツのほうは、全額、2分の1、定額とかがいろいろあるけれども、県からも一応スポーツ振興という政策目的のためにお金が、これ、でも県のほうの基金から来るということでしたよね。それを県教育委員会が支給をしているということでもあります。

いずれにしても、運動の分野で基金からの支援があるものの、文化部に関してはないということについては、その差というのは、やっぱり県民の皆さんから見ると、何でというのが思うところではないかなというふうに思うんですね。

もちろん、スポーツの持っている力というのは非常に大きなものがあって、私の友人の子どもも、実は、滋賀国民スポーツ大会で、成年男子100メートルで3位に入賞されました。大学を卒業して、うちの娘と同級生ですから2年か3年後ぐらいなんですけど、そういうのを見て、やってみたいに思いますし、次も頑張れよと思うし、そのために何か環境を整える必要があるよなと私の立場でも思ったりはもちろんするんですけど、文化の活動に関しても、やはり同じようなことがあるべきなんじゃないかなというふうに思っています。この辺り、明日の三重の文化を担う若者への支援という、そういう考え方として、県はどう考えるんですかという素朴な質問です。お願いします。

○環境生活部長（楠田泰司） 文化芸術活動を行う子どもたちへの支援についてですけれども、これまでも、より多くの子どものために文化に触れ親しんでもらえるように、オーケストラの指揮者体験や楽器体験会を実施したり、小学校等で伝統芸能や和楽器、和装体験などを提供するなど、さらに深く知りたい、習ってみたいというきっかけづくりを行ってきました。

一方で、部活動以外の習い事などでも、全国大会などに出場といった高み

を目指して取り組んでいる子どもたちもいます。そういった子どもたちを支援することは、将来、アーティストとして三重の地で優れた演奏や作品を披露する機会を提供してくれたり、子どもたちの夢や目標などにつながると考えられます。

今、議員からお尋ねのありましたこういった子どもたちへの支援につきましては、他県等の事例ですとか民間団体の助成、あるいは、文化芸術に係る全国大会の種類やその大会の評価などを広く調べまして、少し時間をかけて丁寧に検討していきたいと、こんなふうに思っております。

〔24番 田中智也議員登壇〕

○24番（田中智也） 確かに、単に部活だけに限るではなくて、明日の担い手となる若者への支援という枠組みで考えると、多岐にわたる文化芸術活動でするので、簡単には答えは出せないのかも分かりませんが、ただ、運動、スポーツの分野に限らず、三重県としては、若者のそういう活動に対して支援をしていくということが、やはり心豊かな三重県社会をつくっていくのに重要なパーツとなるという認識の下、御検討いただきたいというふうに要望して終わりたいと思います。

それでは、四つ目の地域医療構想の見直しについての質問に移ります。

もう端的に、9月25日の知事提案説明で地域医療構想の見直しの検討を行うと、そういう旨の御発言がございまして、国が見直しのガイドラインを今、策定中なので、そういうことなんだろうとは思いますが、このことについて、国は、2025年問題とあって、団塊の世代が後期高齢者になるので、非常に超高齢化社会を迎えて医療費が増嵩して大変なことになるので、現行の地域医療構想ということで、病床数などについて地域医療構想調整会議の中で議論して、地域実情に応じてどうのこうのということやってきましたと。

議場の皆さん、このたび2040年に何が起こると国は想定しているとお考えでしょうか。御存じの方も多いとは思いますが、高齢者が増加して、それを支える医療や介護の従事者の減少、これが同時期にピークになると。

対象となる患者や介護当事者の方がピークになって、支える側、サービスを提供する側の減少がピークになるということが2040年には推測をされるということで、このことに向けて、新たな地域医療構想の見直しということになっているところでありますけど、県として、今、どういうふうな感じでこの見直しの検討をしようと思っているのかとか、現時点で御答弁いただけることをお伺いしたいと思います。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、新たな地域医療構想の内容について、現時点で考えていることを御答弁申し上げます。

まず、現行の三重県地域医療構想でございますが、これは、議員御指摘のように、団塊の世代が75歳以上となる2025年、まさに今年に向けて、高齢化により増大する医療需要に対応するため、平成29年、2017年に策定をしたものでございまして、これまでは県内を八つの地域に分けまして、地域医療構想調整会議等において病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築を図るために、各関係者と協議を重ねてきたところでございます。

2040年を見据えますと、団塊ジュニアが高齢者になるとか、あるいは、高齢者のさらなる高齢化が進むということで、医療と介護の複合ニーズが課題となってまいります。85歳以上の高齢者の増加から、議員御指摘のように人口減少がさらに進むために支える人の数も限定的であるということで新しい構想の策定が必要となっております。このため、令和6年度に国の検討会におきまして、新たな地域医療構想の方向性や基本的な考え方が取りまとめられまして、医療法の改正法案が、本年でございまして2月に国会に提出されました。現在、その法案は、継続審議となっているところでございます。

それを見ますと、改正法案に示されている新たな地域医療構想は三つのポイントがありまして、1点目は、これまで病床数や病床機能に重きを置いた政策だけでなく、外来医療、在宅・介護連携も踏まえた医療提供体制全体を包括するもの、2点目は、医療提供体制全体を所掌するため、病床に関する

協議において、これまでの一般病床と療養病床に加えて、精神病床も対象にするとということ、3点目は、これまでの病床機能の報告に加えまして、医療機関そのものの機能に着目した新たな報告制度であります医療機関機能報告制度が創設され、構想区域ごとに確保すべき医療機関機能について協議を進めることとなっております。

今後、具体的には、法案成立後に都道府県向けの策定ガイドラインが示される見込みですので、本県においては、このガイドラインを踏まえつつ、さらに検討をしていきたいと考えております。

〔24番 田中智也議員登壇〕

○24番（田中智也） ありがとうございます。

厚生労働省で議論されている新たな地域医療構想等に関する検討会の資料をちょっと見たので、パネルを用意しました。（パネルを示す）これまでのイメージ、こんな感じで変わりますよ、要するに、医療従事者なり介護従事者の減少がピークを迎えるので広域化をしていくということが、この説明のポンチ絵では示されているというふうに思います。

それから、あと、在宅医療についても、抜粋ですけど、（パネルを示す）これも、これまでの既存の在宅医療の圏域を一くりにしていくと。一くりにしていくというか、足らざる医療機能を広域でカバーしてやっていこうというのが基本的な考え方だと思うんですけど、ただ、この検討会の議事録とかもちょっと見せていただくと、都市部、東京などの都会と地方部の違いというのもしっかりと議論されています。

だから、三重県における特性がどうであるのかということは、しっかりと把握をした、もちろん医療保健部としては把握していただいておりますけれども、2040年に向けて、恐らく、今回新たな地域医療構想を策定したとしても、2040年までに状況が少し変わってくると思うんです。だから、きちっとその都度その都度見直していけるようにとか、もうこの地域は医師不足が何としてでも解消できないのか、介護者の確保が、あと10年したらもう絶対無理なのだというところがあれば、そこに向けてどうしていく

かということをやっぱりしっかり真剣に議論しないと、さまよう患者で頭を抱える御家族の方という、その構図が県内各地で起こってしまうんじゃないかなと思っていますので、そこをぜひとも、大変だと思いますが、こういう計画ものの新たな策定というのは職員にかかる負担というのも非常に大きいと思うんですが、やはり将来のことに思いをはせながらしっかりやってほしいなということを思います。

精神についても今度は地域医療構想に参入されるということでもありますので、もともと内臓疾患を抱える精神疾患の方というのは、もちろんおみえになるわけで、そういう方たちに対してどうしていくのかということも考えていただかなきゃいけないですけども、三重県は医療計画上、精神病床というのは、県全域で一本やとたしか記憶しているんですけど、だけど、地域でどうしていくのかということも、やはり議論の中ではしっかりと見てほしいなというふうに私は思うところであります。

それから、当時、平成の終わり頃というか二十何年ぐらいやったかな、ちょっと忘れちゃけれども、厚生労働省の医政局の話、新たな地域医療構想と地域包括ケアと、この両輪で高齢化社会に向けてやっていくんだというのを聞かせてもらって、あっと思ったんですけど、それだけではもうもたない超高齢化、人口減少社会が到来するということですので、しっかりと私も地域の実情を県執行部に対して申し上げて、県民の方が幸せに安心して暮らせる県にしていきたいというふうに思って質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（森野真治） お諮りいたします。明9日から19日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森野真治） 御異議なしと認め、明9日から19日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月20日は定刻より各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（森野真治） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時21分散会